

平成16年第5回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成16年12月10日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係 長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

質問に入ります前に、日本の近代の流れ、また現状についてちょっと分析してみたいと思います。

多くの働き盛りの国民に限らず、国民すべてこれからの日本の将来を不安に感じております。就職難や失業、倒産、老後の年金、介護、学校の不登校、児童虐待など、これほど国民が様々に不安を抱えている時代はなかったと思います。行政の主な役割とさえ、一言で言えば、不安のない社会を築くことにあると思います。

全国レベルで見えていきますと、社会が暮らしの先行きにおびえておりました1960年代、池田勇人元総理は、所得倍増計画を掲げまして、高度経済成長への羅針盤を舵取りしました。また、今では悪名高き田中角栄元首相は、日本列島改造論を掲げまして、地方のインフラ整備に奔走しました。今、思えば、それぞれの政策は時代の国民の不安感を政策で取り除きまして、国民一体で社会が動いていたなと思います。

一方、現状の小泉総理はどうでしょうか。郵政民営化に一定の目処をつけてから再度財政再建に目を向け始めております。国の財政が危機にあることを、恐ろしい数字で強調し、ひいては税の負担増しの必要性を訴えようとしています。国民は、これからどれだけの負担をすれば老後が安心なのか、子や孫がこれからどうなるのか、10年後、20年後の日本の暮らしのイメージが全然見えてこないのが、池田・田中元総理と小泉総理との大きな違いです。年金、介護、社会保険の役割、行政で支えていくものと自助努力するものの仕分け、税金と保険料とのバランス、世代間の調整など、方向づけをはっきり示し、国家の将来像を国民に見せて負担の是非を議論しないと、不安を引きずったまま、痛み分け、負担増しでは、国民は白けるばかりだと思います。

このような観点から、地方自治体に目を下げまして質問に入らせていただきます。

まず、三位一体の改革をどう対処していくかという問題であります。

小泉総理は、地方で出来ることは地方でといううたい文句で、三位一体の改革を行おうとしています。三位一体改革とは、1つ目に、国税から地方税への税源の移譲、2つ目に、補助金の廃止または縮減、3つ目に、交付税の改革を同時に行い、地方分権社会を構築することを最終の目的としています。

日本は、補助金が中央官僚支配の道具となっていて、補助金が交付されると、地方自治体は地方税を使って中央政府が命じる補助金事業を実施せざるを得なくなり、実施すれば地方税が不足します。財政力の弱い自治体は地方交付税が配分され、このように全国画一的に公共サービスが実施されてまいりました。実は、これが中央官僚支配の構図が形成されてきたのであります。

自治体が補助金に屈伏せざるを得ないのは、実は配分された仕事に見合うだけの地方税を課税する権限が地方に与えられていないからでありました。ここで、地方に税源を移譲し、同時に補助金を廃止することにより、自治体財政を地方がコントロール出来るようにする。これが三位一体の改革であります。

公共のサービスとは、地域のニーズに合わせて供給されるのが自然体でありまして、官僚支配下で、地域の要望にはほど遠い全国画一的な供給は時代遅れであるとし、無駄であります。

しかし一方、中央官僚はこの改革に強く抵抗しています。理由としましては、補助金が廃止されますと、地域格差が生じまして、行政水準のバランスが保てず、ひいては国の責任が果たせないという論理であります。

例えば、義務教育国庫負担金は、教職員の給与の5割を政府が負担し、残り5割を地方自治体に裏負担させる。この負担金だけでは、地域間格差は逆に拡大し、行政水準バランスは確保出来ない。貧しい自治体は豊かな自治体と同じ割合で負担が生じ、その結果地域固有の財政需要を賄う余裕がなくなり、貧しい自治体では、どうにか裏負担に耐えられているのは、交付税が交付されているからです。しかし、中央省庁は、この交付税が持続可能でないとし、補助金がなければ行政水準を維持出来ないと主張しています。8兆円に上る交付税削減案を出して、補助金廃止と税源移譲を阻止しようとする動きがあります。交付税を大幅に削減すれば、補助金の裏負担すら出来ない自治体が続出し、補助金を出しても行政水準は維持出来ないはずです。つまり、中央官僚の目的は、補助金廃止と税源移譲を阻止し、交付税を削減することでありました。地方自治体の未来は

、地域固有の財政基盤の確立をしていくか否かにかかっています。

ここで質問したいと思います。1つ目に、政府が行うとしている三位一体の改革で、当町にとりましてどれだけの影響が出るのですか。今、わかる範囲で、数字で答えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 政府がまとめた三位一体の改革につきましては、国庫補助負担金の改革では、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止、縮減等の改革が行われ、またその税源移譲については、概ね3兆円規模を目指すこととされております。

本町の影響につきましては、約6,400万円程度の国庫補助負担金が減額となりますが、税源移譲が確実に履行されれば、概ね同額の税源移譲が行われることとなります。

また、地方交付税の改革に当たっては、平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされております。

しかしながら、地方財政計画が決定されていない現時点では、その影響については予測出来ない状況にあり、状況によりましては相当額の影響も生じるものと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 2つ目に、当町の財政基盤確立への具体策を聞きたいと思います。町民が安心出来る言葉でわかりやすく回答願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 三位一体の改革が実施されますと、状況によりましては、当町における影響も相当なものになるものと考えております。

そうしたことから、第1に、実施すべき事務事業を見極めながら、歳入と歳出のバランスのとれた財政構造を堅持していくことが重要であり、そのために、財政健全化にこれまで以上の努力を重ね、弾力的で安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと思います。

財政の健全化に向けましては、全庁一丸となって、第3次斑鳩町行政改革大綱を着実

に実行して、その取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、これら改革の実行に当たっては、行政サービスと負担のあり方など、住民の皆さんの理解と協力が必要となってまいりますことから、人件費の削減や組織・機構の簡素合理化など、自ら厳しい内部努力も同時に行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、国会が開かれておる最中でありまして、今年から来年にかけて、数字的なもの、地方と国との打ち合わせ、全国知事会が一丸となって地方の行政がうまくはかどれるように嘆願しております最中でありまして、斑鳩町としても、数字的にまだ未定の部分が多いかと思いますが、斑鳩町民は、合併がなくなったこの時点で非常に財政的なことで心配しておりますので、具体的になってきました時には、財政健全化を図っていただきたいと切望しておきます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

奈良平城京に遷都されて1300年という記念すべき年が2010年に訪れようとしておりますが、斑鳩町はこのチャンスを利用しないのかということでございます。

大陸と交流を通じまして、世界と結びつきました日本では初めての大規模な国際都市平城京に遷都されてから1300年という記念すべき年が西暦2010年、あと6年後にめぐってまいります。日本の歴史文化を次の世代、次の時代につなげる新たな文化と交流を生み出す出会いと感動の舞台を演出していこうと、平城遷都1300年記念事業実行委員会が動き出しております。

この記念事業は、3つの取り組みとしまして、1つ目に、歴史文化の祭典の開催、2つ目に、歴史文化国際交流ゾーンの形成、3つ目に、文化の多様性を尊重する国際的なムーブメントづくりの提案となっております。1つ目の歴史文化の祭典の開催では、国内はもちろん国外からも多くの人々が集い、歴史文化との出会いを通じ語り合う国産イベントが開催されます。2つ目の歴史文化国際交流ゾーンの形成では、新しい奈良県の創世を目指しています。3つ目の文化の多様性を尊重する国際的ムーブメントづくりでは、世界各国間の異文化が共存し合い、融合させるといった考えでお互いを尊重し合う新しい国際社会の構築を提案しようとしています。特徴ある歴史文化ゾーンを保有する斑鳩町も、この機会を有意義に活用することが必要であると考えておりますのでありますが、町としましての具体的な取り組みはないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 平城遷都1300年記念事業は、奈良の地を舞台に、平城京の時代をはじめ日本の歴史文化を国内外に発信し、多くの人々が「人と歴史と文化」のかかわりを考える機会や場をつくるため、平城遷都1300年2010年委員会が主体となり進められているところであります。

当委員会におかれましては、本年6月に事業計画を策定され、その計画の中で、記念事業の一つの取り組みとして、平城京跡を中心とする奈良県内全域を会場とした国際的なイベントの開催を目指す「歴史文化の祭典」の開催が盛り込まれているところであります。

斑鳩、明日香、橿原は、平城遷都に至るまで都などがあつた地域であることから、平城遷都の記念事業を開催する会場の一つとして、それぞれにふさわしい地域でもあると考えております。

したがいまして、本町におきましても、これら事業の開催は、斑鳩の魅力を国内外に発信出来る大きな機会でありますことから、県とも協議を進めながら、一人でも多くの方に斑鳩町を知っていただけるよう、既存事業の充実を中心に事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） いかにお金をかけずに効果を得るか、最小の費用で最大の効果のためには、こういったチャンスを逃さず、的確な計画、行動が大切と考えております。先刻、法隆寺南大門前で、日本最古と評価される壁画の跡の出土がありました。マスコミでもそれを大きく取り上げられたところでございます。このような歴史的な発見のたびに、我々斑鳩町民は、感動を大にし、この特徴あるまちに住んでいることを自慢に思うわけでございます。この斑鳩町をもっとアピールし、観光に真剣に取り組んで、今後の財政危機を乗り切る起爆剤にさせていただきたいと切願いたしまして、次の質問に入ります。

3つ目の質問です。憲法改正論が浮上しておりますが、町長独自の考え方をお尋ねしたいと思います。

イラク復興支援自衛隊派遣以来、憲法第9条はじめ、これ以外につきましても、現状の憲法規定の限界、改正論が再浮上してきております。これらは、地方自治体にも、こういった法律の改正という重大な時点で、地方自治体独自の考え方を地方から国へ発信する、つまり国民の最小生活集合体であります地方共同体、地方自治体、この住民の考

え方を自治体の首長がまとめ上げまして、国民の意見を反映すべきであると考えているのでありますが、町長の意見をお伺いしたいと思います。

ここで、現憲法の改正につきまして、今までの首相経験者であります中曽根氏と宮沢氏、武村氏の3人の意見をちょっとご紹介しておきます。

まず、中曽根氏は、憲法の前文は、過去の歴史を受け、未来を含む国全体の姿を表明するものでなければならないとしまして、9条第1項はそのままにし、第2項で防衛軍を創設する。第3項で国際協力への参加を可能としまして、その際の武力行使については、国会承認のもとに新たに制定される安全保障基本法に従いまして認めるもの、第4項では、防衛軍に対する文民統制を明記する。また、家庭の条項と人格や環境、知的活動の自由等の人権項目を追加する。国民に国の平和と独立を守る責任を認める。首相は、国民による公選制で選任され、任期は4年で3選以上は禁止する。首相は、必要であれば緊急事態の宣言を発令出来る等の改正論を述べております。

宮沢氏は、現憲法は占領軍主導でつくられたことは明らかで、国と憲法が相互に影響し合いながら今日の我が国がある。激変する国際環境と変転する国内情勢の中で、よくその務めを全うしてきた。運用時点でよほど限界が出た時は国民に問うた上で改正しなければならないが、現時点では改正には消極的な意見であります。また、今の財政赤字は、子孫に長い苦勞をかけることとしまして、財政の規律に関する規定を盛り込む姿勢も見せております。

武村氏は、憲法の3大原則は、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄であります。第9条は日本の顔であって、世界に示した旗なので、軽々しく変えてほしくない。集団安全保障は、憲法前文の理念を具体化するものですが、武力行使は避けるべきだ。一方、環境につきましては、改正前文で環境理念をうたうと共に、本文でも環境への責任という章を起こしてほしい。非軍事的な国際貢献として、地球環境への積極的な関与を明らかにすべきだとしております。

以上、3氏の考え方の趣旨であります。地方自治体の住民の考え方を集約して、国の立法機関に、歴史ある斑鳩町、その町長から国の将来を考える情報発信が出来ないものでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 憲法改正につきましては、本年5月に実施された新聞社の世論調査において、「改正する必要がある」が5割を超えるなど、施行から57年がたち、国



際テロなどの問題等により、国民の憲法についての意識が変わりつつあると考えております。

また、イラクへの自衛隊派遣をめぐっての憲法第9条の改正論議や、環境やプライバシーについてなどの新しい権利や制度を盛り込むべきだとの意見等もあります。

いずれにいたしましても、憲法の改正には、憲法第96条で、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と規定されており、政府与党内でも、憲法改正を国民投票にかける手続法である国民投票法案の内容について検討中であり、憲法改正に向けての法整備が進められていると聞いております。今後、国における審議を見守ってまいりたいと考えております。

また、立法機関に物は申しないのかということですが、地方自治体を取り巻く環境が非常に厳しい中であって、町民皆様が明るい希望を持って安全で暮らせるようなまちづくりを行っていくことが私の責務であります。そのためにも、地方の行政を担う立場から、特に、真の地方分権の確立のための権限・財源の移譲等について、強く意見や要望を申し上げてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今の回答につきましては、国の立法機関に物申しないのかという質問に対しては、答えてもらってないと思います。今までの、立法権は国にありまして、国に決められた法律を地方がうのみで守っていくといった一方通行の時代は、地方分権の時代が到来しますと、過去のものになりつつあります。これらの地方分権の時代を迎えるに当たって、憲法改正論議や国際問題等、地方独自の考え方を国に対して物を申していくという姿勢が必要となってくるものと思います。町長の現状での憲法の分析とか、また改正案とか、この場で聞くのは無理なことでしょうか。再質問いたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどから申し上げますように、やはり憲法そのものには、国民が答えてますように、過半数、5割を超えるなど、改正をしていいというような方向づけがされてます。

立法機関に対しての物申しないかということについては、やはり一番問題があります

憲法第9条の関係等については、やっぱり自衛隊の問題等については、これは誰しもが認めるわけでございますけども、これは憲法等についてはなかなかそううたっておらないわけでございます。そこらが一つの焦点として今やかましく言われているように、阪神淡路の震災等から、この自衛隊については非常にやっぱり大事であるということが直ちに出てまいりまして、都道府県等においては、災害等については自衛隊の要請をしていくというようなことも言われておりますように、色々な角度から今問われてます。

ただ、憲法そのものについては、やっぱり昭和20年の関係等について出来上がったものですから、その時については、アメリカから考えますと、日本は二度と立ち上がれないような、どっちか言いますとそういう憲法草案であろうと考えておりますけれども、やっぱりそういうことを踏まえる中で、今、国民は、私はやっぱり同じ憲法であっても、国民の世論、そういうものを十二分に考えて、もう一度真剣に考えていく時期に差しかかっておるのではないか。やっぱりそういう関係で、我々の意見を十二分にそういう立法機関に示していくことが一番大事であろうと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） この質問はこれぐらいで置いておきます。

最後に、4つ目の質問です。介護保険の申請の手続をもっと簡素化に出来ないかというところでございます。

介護保険制度の介護サービスを受けようとする時、まず申請をします。そして、あらかじめ決めたケアマネージャーとの面談を済ませまして、次にかかりつけの医者に被介護者を診察に連れていき、介護を受けたい旨の診断を受けます。そして、役所の担当者との面談を受けます。それからやっと介護認定が降りるわけでございます。ここで、介護施設を利用したい時、介護施設との面談も受けねばなりません。健常者でさえ、これだけの手続に時間と労力がかかれば、体がまいってしまいます。急に体が弱った高齢者を無事介護制度を利用するのに、もっと簡単に、また時間をかけずに手続出来ないものでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護保険制度におきまして、介護サービスを利用いたしますには、介護保険法の第27条に定められております一連の手続を踏んでいただきまして、あらかじめ要介護認定、または要支援認定を受けていただく必要がございます。この認定につきましては、被保険者がどの程度の要介護状態にあるかを確認するもので

ございます。

ただいま議員からご指摘がありましたように、高齢者の一人暮らしの方とか高齢者だけの世帯などの方が急に体の状態が悪くなった場合、早急にこれらの認定の手続を行う必要がございます。しかし、諸事情によりまして、ご自身やご家族の方が認定手続を行うのが困難な場合も生じてこようかと思えます。そういったケースの場合につきましては、その連絡を受けました担当課といたしましては、在宅介護支援センターとか町の職員、または民生委員等が連携をいたしまして、必要な場合につきましてはご自宅にお伺いをするなどそれぞれの被保険者にとっての最善の方法を協議をして対応をさせていただいているところでございます。

認定の一連の手続につきましては、法令で定められたとおり実施をしなければならないわけでございますが、各被保険者のお体の状態やご家族の状況がそれぞれ異なりますので、被保険者の負担軽減という観点で、例えて申しますと、サービスを早急に受ける必要がある場合につきましては、直接事業者のケアマネージャーに訪問を依頼をいたしますと共に、認定調査等合わせケアカンファレンスを行いますケアプランを作成をいたしまして、サービスの受給が開始出来るようにも取り組んでいるところでございます。

ただ、当町におきましては、県内の町村で唯一常時手話通訳者を配置もいたしております。耳の不自由な方が申請に来られた時などは、訪問調査を行う時には、同席とか同行をいたしまして、よりスムーズに制度の理解をしていただけるようにも対応を行っているところでございます。これらによって、ご本人とかご家族の負担が少なくなるようにも努めているところでございます。

また、この被保険者の要介護認定手続に関します負担軽減ということにかかわって、国におきましては、平成16年4月から更新認定におきまして、重度の比較的様態が安定されている方の認定の有効期間というものを最大2年間に延長されるなどの改正も行われたところでございます。しかし、この部分につきましては、今後さらに、新規申請も含めまして現在の有効期間が延長を出来るように県とか国に働きかけていきたいと、このようにも考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） かなり努力をしていただいているということでお伺いをしておりますが、介護保険制度が始まりましてからまだ数年たっているわけでもございまして、短

い期間でございますので、改正点がどんどん出てきていると思うんですけども、介護を受ける人にとりましては、身体的に弱っている、またハンディを持っているという方が介護を受けるわけです。したがって、これを手助け出来る家族がおれば、その方々により介護認定の申請をし認定を受けることが出来るんですけども、こういった代理者がなければ、本人、あるいは本人の妻等が申請することになります。これは非常に大変な作業となっているのが現状であります。また、負担となっています。ひいては、介護保険を負担しながら平等な介護を受けられない、大変な作業だから避けてしまうということにもなりかねません。

介護サービスは、人によって千差万別でありまして、被介護者が適切なサービスを受けているのかどうかを常に詳細に行政側でチェックし、これを改善していこうと取り組んでいただくと、福祉の充実したまちづくり、福祉の充実した斑鳩町につながっていくと思いますので、今後のさらなる努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

その前にですが、まず最初に、12月5日に投票率が50%を超えるかどうか心配がされる中行われた住民投票でしたが、62.14%と、王寺町、平群町を超え高い投票率となったのは、住民の皆さんの関心が高かったということとあわせて、職員の皆さんが啓発に力を入れていただいた結果であると思います。啓発活動、開票作業と、職員の方には大変ご苦労様でした。

それでは、質問に入ります。

投票率の改善についてということですが、毎回各選挙ごとに、投票所によって投票率の高いところと低いところがあると思うのですが、その中でも紅葉ヶ丘の集会所を利用している第3投票所については、これまでどんな選挙でも比較的低い投票率になっていると思います。今回は住民投票ということでしたが、これも同じ傾向が出ていると思います。今回の住民投票、そして前回の参議院選挙の投票率を投票所別ごとにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 前回の参議院選挙の投票率でございますが、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、私としては、打ち合わせの段階では言わせてもらったと思うんですけども、ちょっとミスがありまして、一応資料の方はいただいておりますので、結構です。

では、続きまして、第3投票所の投票率がやはり資料を見ましても低くなっているということでした。それにつきまして、その第3投票所については、これまでも各議員、先輩議員からたびたび質問がされておりました、この紅葉ヶ丘の投票所というのは、もう職員の皆さん、議員の皆さんご存じやと思うんですけども、非常にきつい坂になっておまして、高齢者や身体障害者の方には投票しづらい条件になっているということから、地元の紅葉ヶ丘の方からも改善をしてほしいという声を聞いております。そこで、この投票率の低い投票所についての改善について町の見解をお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 投票率の低い投票所といたしましては、第3投票所が他の投票区と比較して低い傾向でございます。その原因といたしましては、投票所の立地条件によるところが大きいと考えております。以前にも、第3投票所の場所の見直しについて議会においてご質問いただき、奈良県選挙管理委員会とも協議しながら検討をしてきたところであります。

しかしながら、現在、第3投票所におきましては、紅葉ヶ丘地内集会所以外に投票所として利用出来る適当な施設がありません。また、隣接投票区との合併・区域の変更につきましても検討をいたしました。投票区の合併・区域の変更につきましては、関係自治会等から正式な申し出が必要であり、投票区内の有権者の同意も必要となります。したがって、現段階では、自治会等から要望も出されておらず、投票区、投票所の見直しは困難な状況であると考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいま答弁いただきました中に、自治会の方から正式に要望が出ていないということで、また場所についても、ほかに適当な場所がないということで検討、この設置はしづらいということなんですけれども、以前の平成10年9月の決

算特別委員会の中で、当時都市計画道路、今で言うたらパークウェイの用地であると思うんですけども、を買っている紅葉ヶ丘の地区のところに仮設の投票所を設置するように検討してほしいという要望が、以前先輩議員から質問されていると思います。町としてもその答弁として、検討するということを言っておられるんですけども、その後検討された結果はいかがだったでしょうか。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 平成10年9月の議会におきます決算審査特別委員会の中で、紅葉ヶ丘地区の都市計画道路用地への仮設投票所の設置について検討をさせていただくとのお答えをさせていただいておりました。その後、検討はいたしておりまして、1つに、仮設投票所の建設にかかります経費がかさむこと、それから2つに、用地が投票区の北の端に位置し、隣接投票区に接することとなり、投票所の誤解を招くこと、そして3つに、その開所のために投票区の変更を伴うこととなり、県選管の承認が得がたかったことから、仮設投票所の設置は困難であると考えており、現在に至っておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、答弁いただきましたけども、その経費がかかるということに関しまして、投票に関して国費で出来るというふうに、その時にも質問が出されていたのですが、その経費に関して、国はどの程度のところまで経費を見てくれるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 国の経費でございますけども、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定され、委託金として交付される経費のことだと思います。これにつきましては、国の選挙にかかります投票所の経費を交付される部分でございますが、この法律による投票所経費として算定されておりますのは、投票所における人件費、光熱水費、通信費、事務用品等の費用でございます。仮設投票所の設置にかかります経費については、投票所における経常経費とはみなされず、経費の対象外であり、交付はされないこととなっております。

また、この投票所の経費につきましては、当時で約65万円の負担増ということで算出をいたしております。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） プレハブを建てる分までは国は経費を出してくれないということで、65万町の持ち出しになるというのと、隣接する投票所との境界が難しいということで、今現状に至っても紅葉ヶ丘の投票所を別に移すということは難しい状況であるということをお答えいただいたと思います。

この問題につきましては、これまでも先輩議員からも質問がされておるように、やはり投票所としては困難な状況である、投票をされる方が困難な状況であるというのは、紅葉ヶ丘にお住まいの方からも実際にそういう声を聞いておりますし、今回の投票でも、お年寄りの方には付き添って投票をされていたということなんですけども、車椅子に乗っておられる方を乗せて、娘さんですね、娘さんといいますが、高齢者の方の娘さんですので、50代、60代の方になるかと思うんですが、その方が車椅子を押そうと思ったけれども登れなかったと、それぐらいきついやっぱり坂であるということも聞いております。また、投票所自体、集会所についてもかなり老朽化がしてきている。壁なんかもひびが入っていたり、襖が開け閉めがしづらくなるぐらい傾いてきているということも聞いております。そういった現状も見つ中で、安全性の問題も考え、今後別の投票所を設置していくという方向で、その投票区の方とも相談をしながら改善に向けて研究をしていただきたいと思います。

次に、投票所の周知についてということですが、今回住民投票の投票日当日に、私は、たまたまなんですけど、若い方を1人投票所まで案内させていただく機会がありました。その方は今年の8月に斑鳩町に引っ越してきた方で、まだ間がなく、投票所がわからないということをおっしゃっていました。投票所の案内については、事前に町の方からも投票所の簡易地図を乗せたビラを配っていただいているというふうに認識しておりますが、投票所の周知についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 投票所の所在の周知でございますけども、選挙のたびに、投票所の周辺略図を掲載した啓発チラシを作成し、自治会を通じて各家庭に配布しております。また、自治会への未加入世帯の方につきましても、別に郵送する等の措置をとっているところでございます。

また、選挙のたびに作成するチラシに掲載しております略図につきましては、所在が

わかりにくいとの声もありますことから、候補者の名前が類推されるような名称等は明記出来ないという制約はございますが、よりわかりやすいものになるよう改善をしてみたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私が会った方というのはたまたまその方1人であって、普段は地元に住んでおられる方は、集会所についてはよくご存じの方が多いのではないかとこのうふうには思うんですけども、特に新興住宅などで今後若い方が入れ替わりが多いところなどでは、そういった集会所がわからないといったことも、今後に限らずこれまでもあったのかとは思いますが、そういった集会所がわからないということに對しましては、例えばその方はたまたま神南の投票所に行かれる方だったんですけども、神南の投票所だと上から降りていこうと思うと、下に集会所があるのが見えないと。知っている人はそこに集会所があるとわかるんですけども、わからない方は気付かない状況もあるのではないかとこのうふうには思うんです。そんな投票所の階段を降りるところの入り口なんか案内をつける、まして看板などを使って案内をつけるというのは、少ない費用でも出来るのではないかとこのうふうには思うんです。やはり、若い方にもしっかりと投票に行っていただくという意味も含めまして、投票所の周知について、今後、私が言わせてもらったことも含めまして改善を図っていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

防災対策についてということですが、以前にもこの防災対策について質問はさせていただいておりますが、今回、さきの新潟を襲った新潟中越地震ですが、これは単発型ではなく、震度6という強い地震が連続して起こっており、また何日も余震が続くという非常に恐ろしい地震でした。地震発生から1カ月以上がたちますが、いまだに被災者の皆さんは避難所生活を送られています。近年、東海・東南海地震という大きな地震が来ることが予想されており、地震対策として色々な準備がされていますが、今回の新潟中越地震でも教訓とするべきことが多く、特に避難所生活の実態が多く報道されており、そこから学ぶべきことについて、今後斑鳩町でも防災対策に役立てていただきたいと考えます。

そこで、今回の新潟中越地震を教訓にして、町の防災対策として対応すべきものはどんなものがあるのか。また、今回特に注目された避難後に突然死亡するエコノミー症候群、肺塞栓症の対策をどのように考えておられるのか、お聞きします。



○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 新潟の中越地震を教訓にして町の防災対策として対応すべきものは何かというようなご質問でございますが、町といたしましては、地震対策として減災対策ということで考えていかなきゃならんというように考えております。総合的な地震対策といたしましては、地震の発生につきましては抑えることは出来ないということから、いかに地震が発生した場合の被害を抑制するか、いわゆる減災のための対策が重要であると改めて認識をしたところでございます。

減災対策といたしましては、11月末に各戸配布させていただきました「地震対策ガイド」の中でも紹介させていただいておりますように、まず平素から地震についてよく知っていただくと共に、また地震に対する備えも一人ひとりが確実に行うことが大切でございます。

そういった中で、各自でしていただける対策を具体的に申し上げますと、まず1つ目といたしましては、平常時や災害発生時の役割分担、お年寄りや乳幼児の保護担当者の決定といった家族一人ひとりの役割分担を決める。2つといたしまして、家の中に安全な空間をつくる、家具の転倒・落下を防ぐ、出入り口や通路に物を置かないといった家の中の安全対策を行う。3つといたしましては、ブロック塀・門柱の安全対策、屋根瓦の補強、壁・柱・ベランダの安全対策といった家の外の安全対策を行う。4つといたしましては、災害時の連絡方法の確認、避難場所・経路の確認、非常持出品・非常備蓄品の用意というものでございます。今後も、このような減災対策の重要性について、定期的に住民周知を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今回特に注目された避難後に突然死亡される肺塞栓症の対策はというご質問でございますが、新潟県中越地震におきましては、10月23日の震度7の本震以降も震度6強をはじめとする余震が数多く発生したことによる建物内での避難生活の不安や避難所内での集団生活の不安等により、車の中で避難生活をされている方が、長時間下肢を動かさずにいると、肺静脈の血栓、いわゆる血の塊が出来ることがまれにあり、その血栓が肺の血管を閉塞してしまうことから肺塞栓症を発症するものでございます。

肺塞栓症を予防する対策といたしましては、定期的な適度な運動と、いつもより多めの水分補給を行うことが有効であると言われております。

このことから、万一災害が発生した場合におきましては、肺塞栓症の発症原因となるその予防方法については、その都度住民に周知を行い、肺塞栓症への対策を図ってまい

りたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 避難所における肺塞栓症などの病気も含めまして、次の質問とも関連があるんで次に移らせていただきます。

次に、応急仮設住宅対策についてですが、阪神・淡路大震災や、今回の新潟中越地震の教訓から、震度6を超える大きな地震だと、家屋の倒壊などで家に戻れないという状況も多く、被災者の多くは仮設住宅で生活を余儀なくされることになるのですが、斑鳩町の防災計画の中で、応急仮設住宅対策についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町の地域防災計画の中での応急仮設住宅対策はどうなっておるかのご質問でございますが、町の地域防災計画の地震災害応急対策、風水害応急対策の中でそれぞれ対応策を定めております。

内容といたしましては、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流出し、住宅を確保することが出来ない者に対し応急仮設住宅を建設し、供与することと定めております。

応急仮設住宅の建設に関しましては、県において実施されますことから、町におきましては、応急仮設住宅の必要戸数の把握を行いますと共に、建設予定地の選定について県と協議を行いながら建設を進めていくことになるわけでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 設置主体は町ではなく県であるということで、県と連携をとってやっていただく形になるのですが、その仮設住宅建設に当たりまして、その被害状況が想定されづらい大規模なものであると、その対応も遅れがちになってしまうということもありまして、日ごろからのやっぱり考えというんですかね、防災計画などをしっかりつくっていただくということが、万が一、いざという時の迅速な対応に生かせるというふうを考えられます。

また、新潟中越地震の際に、仮設住宅を設置するに当たり、少し記事を紹介したいと思うのですが、先ほどの肺塞栓症、エコノミー症候群などの病気等の対応について、やはり町の方でもしっかりと意識をしていただきたいんですが、医療関係の設置ですね、新潟中越地震の被災地に建設する仮設住宅の入居基準について、厚生労働省と新潟県は、雪で孤立するおそれがある場合、家が補修出来る状態の被災者でも入居を認める方針

を定めた。ということで、先ほど部長の答弁で、倒壊した方が入居をすると、家が倒壊された方が入居をするというふうにおっしゃったんですけども、弾力的な運営というんですかね、入居状況の中で、雪で通えない方に対しても入居を認めるという運営もされています。

すみません、ちょっと話、順序が逆になったんですけども、医療活動の方ですね、仮設診療所の配置ということで、仮設住宅に入居している被災者に対する医療の確保には、周辺に医療機関の存在することが前提となるというふうに、実際に、今、新潟県ではそのような認識がされており、医療機関の中には、震災による被害により本格的な復旧に相当の期間を要する一方、被災者の仮設住宅への急速な移動により、一時的に人口の著しい増加を来す地域を生じた。このような状況の中、新潟県の医師会は、県の委託を受け、一定の条件のもとに会員の協力を得て仮設診療所を設置したというふうになっております。

そういったことから、仮設住宅を建てる際に、県とも連携をとり、また国とも連携をとり、診療所の仮設についてもぜひ防災計画の中に盛り込んでいただきますようお願いをいたします。

また、テレビの報道などで、震災地に対して不審な車が続々と入っているという報道がされておりました。また、阪神・淡路大震災の際にも、一種のパニック状態になり、宝石店が襲われるとか、そういった犯罪がはびこるという状況が生まれているというのが事実であると思います。

そういうことから、被災者の方に安心をしていただくためにも、仮設住宅の近くに臨時交番を設けるということを新潟県ではやっておられます。また、臨時交番を設けることによって、孤独死をなくす、交番を設けていただいて警らをしていただく中で、そういった1人で避難をされておられる方が知らずに死んでいってしまうという状況をなくすためにも、そういった仮設交番、臨時交番の設置についても、防災計画の中で検討いただけるようでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

3つほど言わせていただきましたが、やはり新潟中越地震など、身近というか、最近起こってきている大型の地震の被災状況が、やはり私たちはテレビや新聞などでよくわかるので、その教訓をぜひ今後の防災対策に生かしていただきたいということを強く要望しておきます。

それでは、次に、防災対策の一環として、今、洪水ハザードマップというのが全国で

もつくられております。さきの台風25号の被害で、兵庫県では川が氾濫して洪水により死者が出ております。また、豊岡市では、発生した大洪水について、多くの家に防災無線が配備されていたにもかかわらず、防災無線では情勢の緊迫が伝わらずに多数の人が逃げ遅れてしまったということが報道されていまして。避難勧告を後で避難指示に格上げして住民に避難を呼びかけたとのことですが、それらの言葉の違いの意味を、どれだけ多くの方が正しく理解出来ているのでしょうか。水があふれそうだと情報があれば避難したのにとの意見がありましたが、それはもっともな意見であると思います。避難勧告や避難指示などに使われる抽象的な言葉では、現状の実感がうまく伝わらないのではないかという懸念から、水があふれそうなどという主観的な表現が必要なかもしれませんが、具体的な表現の方が人にはより強く訴えるでしょうということですが、さきの地震対策のガイドブックを町の方でつくっていただいております、非常に町民の方にも評判がいいということもありました。今後、洪水ハザードマップの作成をまず検討をしていただいているのか、またしていただきたいということで質問をさせていただきたいと思うのですが、それとあわせてその洪水ハザードマップを町民の皆さんに配布される際にどのような形で配布をされるのかも、検討をしていただいておりますのでしたらその答弁もいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 洪水ハザードマップをつくる予定はあるのか、あるいはまたつくったとして、それを住民にどのように利用の仕方について周知をしていくのかというようなご質問ですが、まずこの洪水ハザードマップというものはどういうものかといいますと、水害を想定して行政が住民に事前に浸水時における避難方法等の情報を提供するもの、そういったことで住民の被害を軽減、同時に行政の支援体制を明確化し、対策の推進を図るためにつくるもので、簡単に言えば避難情報図というものでございます。平常時には、地域の浸水の可能性を住民の方が知って万一に備えた対策をとれるほか、災害時にはこのマップの情報をもとに避難所等に避難がスムーズに出来るなど、住民の方々に活用していただくものでございます。

この洪水ハザードマップを作成するためには、雨量による浸水範囲などを予想したまづ基礎データが必要となります。これは、浸水想定区域図というのですが、このデータにつきましては、まず平成14年3月に、国土交通省近畿地方整備局によりまして、大和川に関する浸水想定区域図がもう既に策定されております。また、平成16年度か

ら18年度にかけては、奈良県において当町を含む大和川流域の県管理河川における浸水想定区域図の策定に向けまして、現在作業を進められておるところでございます。

今後、これらの浸水想定区域図を基礎データとしまして、斑鳩町の洪水ハザードマップを作成していくわけですが、これからこの作業方法について十分に検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

そして、あと、その出来上がったハザードマップを住民にどのように配布し、どのように活用していただくのかということでございますが、これにつきましては、これから配布の仕方、活用の仕方、そういったものについて、住民の方々一人ひとりがわかりやすいような説明の仕方をどうしていくのがいいのか、こういったことも町の方でこれから検討していきたい、このように考えてます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方から答弁いただきまして、この作成については、既に県の方でも大和川を調査し、その洪水の状況を既に調べていると、また、国や県の調べた状況に基づいて町もハザードマップをつくっていくという答弁がいただけたと思います。

私も、国土交通省がつくりました洪水状況、斑鳩町はどうなっているのかなというふうに見させていただいたんですけども、大和川があふれた時、かなりの地域に水が洪水であふれてくるというふうになっており、これまで斑鳩町で水つきなんかもありましたが、私が実際に知っている水つきは1回だけなんですけど、過去のことは現実目にはしてないんですけど、これほど大きな状況はなかったのかということで、やはり住民の皆さんにもしっかり正しい認識をしていただくことが、先ほど私も紹介しました豊岡市の悲惨な状況を生むことを防ぐ手だてになるのではないかというふうに思われます。それに関しましては、住民の皆さん一人ひとりによくわかるハザードマップの作成を検討しているということなんですけども、その中でぜひ言葉に関しまして、町が、行政機関が発する信号というのを住民の皆さんが正しく理解出来るように検討をしていただくのとあわせて、昨日も同僚議員から質問があったのですが、火事のサイレンと洪水のサイレンと間違えられたという状況もある中で、図入りで水防信号に関してハザードマップに掲載をしていただくというのを、私資料を持っているんですけども、ぜひこういったことも、絵にかいていただくとよくわかりますので、それをお願いしたいと思います。

洪水というのは、一定被害の状況が想定出来ることから、火事や地震と違いまして避難経路が想定しやすいのではないかと、そういうふうに思います。火事や地震の際には、いつどこが崩れるかわからない。火事についても、避難経路を想定出来ないというふうに以前答弁いただいていたんですけども、洪水に関しましては、どこに逃げるのが一番いいんだというのがわかりやすいと、避難所も設置しやすい、そういうふうに思いますので、前回、地震の防災ハンドブックをつくっていただいた際には、避難所の方は載せておらず、広報で啓発をしていただいたということですけども、今度の洪水ハザードマップには、ぜひ避難所の方も掲載をいただきたいと、思います。

以上、ハザードマップについては、今後、町の方としても前向きに検討し、作成について取り組んでいただくということで、私もそのようにハザードマップをつくる際の要望をさせていただきます、この質問は終わらせていただきます。

それでは続きまして、次に特定療養費についてということで今回質問をさせていただいておりますが、今回質問をさせていただきます特定療養費というのは、健康保険法第43条第2項の規定に基づき、厚生大臣の定める療養ということで、ベット数が200以上ある病院で受けた初診については初診料をとってもよいとされることに関して、町の見解をお聞きしたいと思います。

私は知らなかったのですが、国保の方にも特定療養費というものがあるそうですが、そちらの方ではないということ、誤解のないようにあらかじめ申し上げておきます。

先日、町民の方から相談をいただいたんですが、町が行っている集団検診を受けたところ、精密検査が必要であるとの検診結果が出たので、その検診結果と、町が発行する精密検査依頼書を持って三室病院に行かれたそうなんですが、特定療養費という名目で初診料をとられた。これはおかしいのではないかとということで私の方に相談に来られました。

健康保険法の中では、他の病院または診療所から文書による紹介がある場合、及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に、そういった状況を除いて初診料がとれるというふうに定められており、つまり紹介状がない時は特定療養費として初診料をとってもよいとなっております。

そこでお聞きしたいんですが、町が発行する精密検査依頼書というのは町長の名義で発行されているのですが、これは紹介状ではないのかどうか、町の見解をお聞きします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問いただいております紹介状に当たるかどうかということでございますけれども、紹介状といいますのは、初診の医師の診断に係る情報であると、このように理解をいたしております。それが検診結果ということで同一視するというのは、少し無理があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 町の見解としては、これは紹介状と見るのは難しいのではないかと回答をいただいたと思うんですけれども、精密検査依頼書の通知書には、精密検査依頼書兼結果通知書というのが正式名称なんです、その通知書には、町長の名義であると共に、奈良市総合医療検査センターの発行というふうになっていると思います。これは、町が総合医療検査センターに集団検診を依頼してやっていただいているということなんでしょうか。集団検診というのは、検診自体は医師に見ていただいており、医療基準としてはほかの病院で見るのと何ら変わりがないというふうに考えるのですが、いかがでしょう。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） その団体に委託をさせていただいているということでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ということは、医療基準に基づいて医師に見ていただいているという考え方でよろしいんですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員が言われるとおりでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ということは、やはりこれは紹介状に値するものであると、町が発行している精密検査依頼書というのは、紹介状に匹敵するものであると考えられると思います。今回相談に来られた方は、それを持っていきながら、三室病院で特定療養費という名目で初診料をとられたことに対しましておかしいというふうにおっしゃっていたんですけれども、その点につきましては町の方からも確認をさせていただいていると思いますが、その結果はいかがだったでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かにご指摘をいただいてから三室病院の方にも、それ以前にも、多分町の方にもお話があった方と同一人物ではないかと思えますけれども、そういうことも町の方もお聞きをして三室病院にも確認をさせていただいております。

三室病院におきましては、通常は、議員が言われてますように、初診の患者の方につきましては、紹介状をお持ちでない方につきましては特定療養費の負担をしていただくことになっているということでございます。しかし、町の方で発行をさせていただいております精密検査の依頼書兼結果通知書をお持ちの方につきましては、一応三室病院の方で紹介状とみなしていただいて、従来からも特定診療費というのは負担はしていただいております。

ただ、今そういうことで請求があったということでございますけれども、その時担当をされた病院の担当の方が請求を誤ってされたのではないかなというように、我々としては理解をいたしております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今回たまたま間違っって特定療養費というのをとられてしまったということなんですけれども、私もお話を聞かせていただく中では、たまたまであったというふうに返事をいただいておりますが、やはり三室病院として、町からそういった集団検診の結果検査依頼書を持っていった方に対しては初診料はとらないというふうに病院の方も言っているのであれば、やはり町としても町民の方が行った時に、今後そういった間違いがないように十分に病院とも連絡を取り合っていたきたい。

また、三室病院というのは県立の病院でもありますし、斑鳩町の方も大変多く利用されております。そういう意味からも、斑鳩町民にとって信頼出来る医療機関として運営をやっていただくよう、今後も三室病院に対してそのような運営が出来るように町も努力をしていただきたいと思います。そして、町民の皆さんが不信感を持たないように、特定療養費についてもとる人ととらない人が出てこないように、三室病院が統一的に処理をしていただくよう随時確認を行っていただきますようお願いをしておきます。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この件がございまして、三室病院の方にも色々とお話をさせていただく中で、がんの検診に携わっての関係でお答えをさせていただきますと、今後も精密検査の依頼書兼結果通知書を持参をされる方につきましては、今後も特定療養費の負担は求めないというように三室病院の方からも今後の対応としてお答えをいた



だいておりますので、そのような状況になっていこうということで、今回の件に関しましては、三室病院の方もそういうことで誤った請求をしたということで、ご本人さんに対しまして受領した費用につきましては返還をさせていただきたいということの旨のお答えもいただいておりますということで、つけ加えてお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、私ちょっと質問区切らずに、次の今後の対応についてというところまで一緒になって質問をしてしまって、部長の方に答弁をいただいたというふうに思います。確認をいただいておりますので、今後その方向で間違いのないようよろしくお願いします。

次に、三室の休日診療所についてということで書かせていただいております。通告書には、町民から利用がしにくいという声を聞いているというふうに書かせていただいておりますけれども、どういうことかといいますと、先日、土曜日の午後に、お孫さんを遊ばせていた高齢者の方が、遊んでいる最中にお孫さんが怪我をしてしまったので、休日診療所に連れていったが休みだったので非常に困ったということをおっしゃっていました。ほかの医院や病院は閉まってしまっているので、休日診療所だけは土曜日の午後も何とか開けてくれないかということをおっしゃっていたのですが、そのほかにも、小学生の子どもさんを持つ父母の方から何件か、なぜ休日診療所なのに土曜日の午後は閉まっているのかという声も聞いておまして、どういった方針で運営をされているのか、運営体制や診療体制について見解をお聞かせいただこうと思ひまして質問させていただきました。

三室休日診療所には、内科や歯科、小児科などはあるのですが、外科は入っておらず、またそのところもあわせて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 三室休日応急診療所の運営体制とか診療体制ということでございますけれども、当診療所は、地域住民の休日における医療不安を解消をするという目的で、昭和54年の5月に西和広域7町が組合を設立し設置をされております。その運営を始められたわけでございます。当初、日曜日、祝日、年末年始の午前10時から午後5時までの診療時間でございます。また内科、小児科の診療科目で診療を開始をされました。しかし、その後、平成9年4月からは、診療時間を午後9時まで、午

前10時から午後9時までに延長をいたし、さらに平成11年の8月からは現在の場所に移転をいたしまして、診療科目に歯科も増設をさせていただき、施設の充実に努めてきているところでございます。

土曜日の関係でございますけれども、診療所では、土曜日というのは閉所ということになっております。ということから、土曜日の診療業務というのは行ってはおりませんので、この時間帯の患者さんにつきましては、県立の三室病院などの救急指定病院の対応が基本になってくるものと、このように考えております。

あと、診療科目の関係でございますけれども、一般の病院とか診療所が休日でありませぬ日曜日などに応急の医療サービスを提供する場としての開所をしておりますので、急病などに対する対症療法に必要な診療科目といたしまして、また病状などに総合的に判断が出来る診療科目として内科、そして小児科を設けて運用をさせていただいているところでございます。また、歯科につきましては、強度な歯の痛みは食事がとれない状況を招くということから、全身の状態にも影響を及ぼすことから増設をさせていただいております。こういうことから、担当の医師の判断で診断をされる場合がございます、応急処置を目的としている診療所の中で、投薬日の関係につきましても原則は1日で、そしてその後は必ずかかりつけのお医者さんに診療をしていただくようにという形をお願いをしているところでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長に答弁いただいた中で、土曜日に関しては救急の方で対応をしてほしいと。内科、外科という科に関しましては、総合的な部分で内科で対応出来るというふうに答弁をいただきました。確かに救急の部分でいいますと、三室病院というところで救急体制をとっていただいているというふうに思うのですが、私が紹介させていただきましたように、救急で例えばどうしても駆け込まなければいけないという状況ではなく、子どもが怪我をしたのでやっぱり診療を、診察をしてほしいと、救急にまで至らないところの需要が多いのではないかとこのように考えます。また、最近では学校は土曜日でも休みになってきておりまして、子どもさんを持たれる保護者の方は、土曜日でも休日というふうに認識が高くなってきているのではないかとこのように考えます。また、医院、病院というのは木曜日は休みというふうになっているところが多いんですが、木曜日に関しましては、三室や、ちょっとこれは不確かなんですけども、恵王病院などもやっているかなというふうに思うのですが、土曜日の午後に関しましては近隣

でやっているところがないというふうに思うんです。実際に相談に来られた方も、ほかの医院や病院は土曜日の午後はやっていなかったので開けてほしいという要望があるということで、ぜひ土曜日の午後の開設につきまして、この休日診療所というのは7町の組合で組織をされておりますので、その一員であります斑鳩町からぜひ声を上げていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 7町の中で管理者をさせていただいているわけですが、これは色々と住民からのご意見を聞く中で、今、中井部長から答弁あったように、夜間診療についても、なかなかやっぱり広域7町の医師会等については、やっぱり医療過誤等が起こっては大変だということで、かなり期間をかけて議論をしてきて、ようやく平成9年でしたか、午前10時から午後5時のものを、平成9年4月から夜間診療、夜間9時までという延長をさせていただいた。

それとあわせて、今、木澤議員のご質問のように、土曜日は開業医が休みだと。最近、私は、土曜日でも開業をされているところが多くなってきているように思います。今までは木曜日は医師会の会合等で休みということをよくされてますけども、最近の開業医さんも、色々と議論があるわけです。三室病院を創設する時には、3次診療と。1次診療は開業医、2次診療はそういうところ、3次診療というのは入院を伴うというようなところを3次診療という。そうすると、開業される先生方は、3次診療へ行かれたら自分らの患者が減っていくということがやっぱりございますから、そこらの関係もございまして、それと一番この関係等については、簡単に思われてこられたかて、休日診療所で応急手当はするものの、もし医療過誤が起こったらどうなるのかと。かなり大きな問題になります。三室病院でもそういう問題が起こっている。あるいはこの間でも、リハビリの先生方が、結局ビール券とか、あるいはその関係等についてこの間出たように、私も奈良医大に入院した時に、リハビリの先生方等については私もそういう感じを受けたわけですが、やっぱりそういうことがあるわけですから、そういう問題が起こったら一つの大きな信用問題でございまして、我々としても広域7カ町でやっているこの組織について、やっぱり休日診療所についてはより慎重に取り組まなかつたらいけませんし、やっぱりそれを担当していただく先生方のことが一番大事なことです。

やっぱり、7カ町の開業をされている先生の会長さん、あるいはそういう先生方がだめだということについてはなかなかしていただけない。そういうことについて我々よっ

ほど考えていかなかったら、何でもかんでもそういう住民から要望があるよってにということでも申し上げても、なかなかそう簡単にいかない。そういう話は話としてさせていただきますものの、今現状は、第1次診療というのは開業医の皆さん方をお願いをしておるということで、誰だって、急にしんどくなったら、やっぱりかかりつけの先生のとこへ休みでもちょっと電話をかけたら、じゃ、来てくださいということで処置をしていただけることもございますから、そういうことも連絡を密にしておかなかったら、何も知らんよってに直ちにそういう休日診療所に行ったらすぐ見てくれはるということにはなかなか得ない。やっぱり日曜、祭日、そしてまた年末、年始の関係等について、これだけの関係等について、午前10時から夜間診療の午後9時までやらしていただくということも私は大きな成果だと思っておりますし、今、三室休日診療所に対する7カ町からの信頼は非常に厚いと私は思っておりますし、今後もそういう体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、町長答弁していただきましたが、医師会と話をする中でこれまで設立にも本当に大変だったということもありまして、こちらがやってほしいからといって一方的に進められるものではないというのは私も理解はさせていただいております。町長は答弁の中で、話はするというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ医師会と相談をしていただいて、今後の状況の中で、平常の医院なんかでも土曜日の営業をされるところが多くなるようでしたら、それも考慮に入れて考えていただくということで、ぜひ検討、今後の運営につきます検討を医師会と図っていただきたいというふうをお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の地域防災の強化についてであります。今年は大規模台風の影響により

、豪雨と強風で日本列島に多くの被害をもたらしました。全国の死者、行方不明者と共に、各地で土砂崩れや堤防の決壊、河川の氾濫など相次ぎ、深刻な爪跡を残しました。また、人的被害においては、平成に入って最悪な状態で、現在もその爪跡が深く、一日も早く復旧、復興し、安心して生活出来るよう願っております。

県内においても、さきの台風で、負傷者など人的被害がなかったものの、7カ所で崖崩れが発生したと聞いております。今後、異常気象により想定以上の災害が頻繁に起こる可能性が十分に考えられます。そのためにも、常につきまとう災害に際しての防災計画を講じる必要があると考えます。また、1995年の阪神大震災の後、消防庁などが防災計画の強化について指示されております。

そこで、この点を踏まえて2点についてお伺いいたします。

まず1点目の地域防災計画の見直し及び強化についてでございますが、町として今回の一連の災害を教訓として防災計画の強化についての検討をされていると思いますが、特に洪水発生時における避難について、住民の方に徹底して周知することが必要であると考えます。このことについて、どのようにするか、その手順についてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 洪水発生時における住民の避難についてでございますが、こういう避難について色々と町では、災害が発生し、または発生のおそれがある場合について、住民の生命、または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、住民に対しまして避難のための勧告または指示を行うということとしておりますが、こういったことのためにも、11月の28日には目安地区におきまして、南中にて地区別防災訓練を実施させていただいておりまして、その際には多くの地区の住民の方々が参加していただいたことで、そういった面での効果も出てくるだろうと考えております。

なお、あわせて災害の発生状況に応じた安全な避難所を指定し、住民に周知することもいたしておるところでございます。

次に、避難誘導についてでございますが、町の災害対策本部消防部災害活動班が警察の協力を得ると共に、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団の住民組織と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施いたします。これも、先ほど申し上げましたいわゆる地区別の防災訓練で、こういったことも想定してやっておるところでございます。

避難誘導の方法といたしましては、避難経路の安全確認を行い、緊急避難の必要のあ

る地域から行うものとし、災害弱者に配慮を行いながら、出来るだけ集団での避難誘導を図ることといたしております。

なお、避難のための輸送につきましては、避難者が各個に行うことを原則としておりますが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合については、必要に応じまして車両等によって輸送を行うということになっております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 災害の発生状況に応じた安全な避難所を指定するとのことで、今、ご答弁ありましたけども、その避難所までの避難ルートの指定と避難所の開設についてどのように考えられておられますか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難ルートの指定及び避難所の開設についてのご質問でございますが、まず避難ルートの指定につきましては、災害の発生状況等により、避難経路が寸断されることを想定される中、どの箇所が寸断されているのか予想することは非常に困難でありますことから、避難所ごとの特定の避難ルートについては設定を行っておらず、広報紙等を通じ、各自複数の避難経路の確認をお願いしているところでございます。

また、避難所の開設につきましては、災害の発生状況によりまして、町が指定しております避難所施設が避難所としての機能を果たせない可能性もありますことから、災害の発生状況により、安全な避難所を開設することといたしております。

なお、避難所の開設に際しましては、町の広報車や有線放送、FM西大和を活用し、住民周知を行っていくことといたしております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 避難に際しては、その中で、特に高齢者、また障害者、また要介護者等の、いわゆる災害弱者と言われる方がおられるわけですけども、その方の身の安全を確保するということが一番重要になってくると思うんですけども、その弱者対策について町の考えをお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 高齢者をはじめといたしました弱者対策についてのご質問でございますが、高齢者一人暮らしや高齢者世帯の方の安全確認につきましては、地域の民生児童委員や小地域福祉会の方々や在宅介護支援センター等が、日ごろの見守り活動

をしていただいております。

また、日常生活において緊急事態が発生した場合には、速やかに安全を確保するために緊急通報装置を設置する等、地域ケア体制の充実に努めているところでございます。

防災体制につきましては、災害時には、斑鳩町地域防災計画に沿って、自主防災組織とあわせて、さきに申し上げました地域住民組織等と連携をとるなど、地域ぐるみの支援体制づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 最後の方に言われましたように、地域ぐるみの支援体制づくりについて努めるということではありますが、この体制については、より実効性のあるものではないといけないと思うんですけども、そのことについてお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの、続きましてのより実効性のある弱者対策が必要であるというようなことについての考えはどうかということについてのご質問でございますが、これにつきましては、大規模な災害が発生いたしますと、行政能力に限界がありますことから、被災地内外の自助、自らの命は自らで守るということでございますが、共助、みんなの地域はみんなで守ると、自助・共助の取り組みにより、地域防災力を向上させることが重要であると認識しております。

このことから、先ほど申し上げました地域の民生児童委員や小地域福祉会の方々等に対しまして、有事の際には、高齢者等の安否の確認や避難の手助け等が確実にこなせるよう、より理解していただけるよう働きかけを行いますと共に、地域防災力の向上を図るため、自主防災活動の組織化についても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。今後も、計画の検討、評価につきましてはきめ細やかな、またより実効性のある体制づくりを重点に置いて取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、2点目の質問でありますけども、先ほども議員の答弁にありましたけども、洪水ハザードマップの作成についてであります。これにつきましては、今の行政の公共事業での、例えば河川改修、防災設備等の整備をする中で、財政等で行き詰まりがあると思うんですけど、なかなか事業が進まない。けども、今の環境下においては多くの予

想規模以上の災害が起きているという現状に当たってこの洪水ハザードマップがつけられたと思います。

先ほど説明にあったんですけども、この洪水ハザードマップというのは、洪水避難地図、または災害予測地図ということで名称があるんですけども、住民の防災意識を高めるために大きな役割を果たす。予想される災害の状況や過去の災害の記録など、災害の発生に関する情報と避難先の位置、名称、情報伝達経路、緊急連絡先など、災害時の警戒避難に必要な情報をわかりやすくまとめた地図のことであります。特にこの洪水避難地図は、洪水時の浸水想定区域や避難場所、経路を住民にわかりやすく説明したものであります。住民の命を守る手助けとなり、有効ではないかと私は認識しております。

そこで、町は県からの要請を受けて町で今後作成されると思うんですけども、このマップの効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 洪水ハザードマップの効果ということでございますが、これは、まず1つ、早めに逃げれば助かる、洪水時の避難の迅速化に非常に役立つものとして、そういう意味で効果的なものと考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、部長からご答弁いただいたんですけども、もっと効力があるように思います。例えば、前もってその洪水の被害を知ることがまず大事になる。また、このマップをつくることによって防災の認識を住民に知らしめる。また、危機意識を知るという意味においては、本当に効力があるのではないかと。また、何をすべきか、また何が必要かが冷静に判断出来るということから有効ではないかと思うわけなんですけども、反面このマップをつくることにおいて、先ほど理事者の方からご答弁をいただいたんですけども、住民にわかりやすく説明をしていくということなんですけども、まず住民に対しては、このマップの存在と、なぜ必要なかということを強調していただきたい。というのは、このマップをつくることによって、若干問題であると住民から指摘される事項というのがあると思うんです。例えば、避難所の指定が遠いと、また自宅に一番近い避難所が指定されず、遠くの避難所が指定される。また、マップを見た時に浸水の一番ひどい場所であることがわかり、自分の住んでいるところは、それで困惑されるということで、こういった認識がされると思うんです。これに対して、町としては十分説明をしておかないと、このマップに対する効力というのが失われていくんじゃないかと。



ないかなと思うわけなんですけども、このことについて町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、先ほどのマップの効果について、私は早めに逃げれば助かるというような、そういったことで迅速化の効果述べました。また、その後、質問者の方からそれ以外に色々な効果があるじゃないかということであったわけですが、私はこの洪水ハザードマップ、このマップを作成すること自体が、このマップは住民の方が使うものであって、行政が使うものじゃございません。住民が使うものがございますから、これはマップを作成すること自体が、この町の住民の視点に立った町の防災の基礎訓練になると、このように考えておるわけです。

すなわち、どういうことかといいますと、このマップをつくることによって一定の基礎訓練を行っていく、これは住民が災害時にどのように避難すればいいのか、そういったことを住民の視点でもって考えていかなければならない。そういうことですので、今、議員が申されてます避難場所が遠いであるとか、そういったことについても十分配慮をしたマップを作成する必要がある。例えば、この自治会だからここだとか、この自治会だったらBの避難所だとか、そういったことではなくて、そのお住まいの住居地がどの避難場所に近いか、そういったことも考えながらつくっていくのが、さきの質問者の中でも言いましたように、住民にこれを使っていただくために色々検討していかなければならないと言っておりましたが、その検討の一つと思っておりますので、斑鳩町の住民が使いやすいマップを作成するといったことで、これから質問者のそういったご意見も踏まえながら検討を重ねていきたい、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） わかりました。そのようにお願いいたします。今後も、住民の生命、財産を守るための防災計画を講じていただいて、安心して暮らせる防災に強いまちづくりを要望しておきます。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

農業の活性化対策についてであります。農業は人間にとって命そのものの食料を生み出す産業であります。食料は、健康と密接に関係し、健康を支える産業でもあります。また、農業は、洪水の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止、人々の心をいやす景観の提供など多面的な機能を果たしております。もし農業が衰退するようなことがあれば

、人々の健康維持に影響を及ぼし、さらに農業の多面的な機能が低下することになり、地域の荒廃や環境面での悪化につながることを考えると考えます。国の自給率は、我が家、我が地域の自給率からとの観点から、行政において、地産地消、食育推進計画にしっかり取り組んでいく必要があると考えます。

当町においては、第3次斑鳩町総合計画の中で、農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手が深刻化する中、若手後継者の育成や担い手の確保に向けて努力されています。また、先日、産業フェスティバルが開催。農業者と消費者との交流の場として毎年実施されている。特に小学校の農業体験発表は、農業への関心や理解を深めると共に、食物を育てることにより人が育つことを子どもの体験を通して実感いたしました。しかし、現実には、農業戸数は年々減少し、専業農家が数えるだけの件数となっているのが現実です。将来において、地域に合った新たな施策が必要ではないかと考えます。

そこで、この点を踏まえて、2点についてお伺いいたします。

1点目、農業の振興施策における進捗状況についてであります。第3次斑鳩町総合計画が策定されて4年が経過し、農業の振興の基本方針に沿って事業が進められてきたと思います。農業振興の施策の体系の中に、生活基盤の整備、農業経営の改善、まちづくりと農業の共存の3本柱として計画が進められています。現在、どの程度実現されているのか、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員もたゞいま言われましたように、第3次斑鳩町総合計画では、この農業の振興に向けまして、1つには生産基盤の整備、2つには農業経営の改善、3つにはまちづくりと農業の共存を掲げております。

まず1点目の生産基盤の整備につきまして、毎年10月に、地元土地改良区や水利組合等の要望を受けております。これを念頭に、農道、用排水路、ため池の整備等を進めておるところでございます。平成15年度では、8,200万円余りの費用でもちまして、農道6件、水路が6件、ため池3件、揚水機1件の整備を行っております。また、平成16年度におきましては、1億333万円の予算を確保いたしまして、地域に合った整備を現在進めているところでございます。

2点目の農業経営の改善についてでございますが、農業経営の確立のため、農家や農家組合、そして農協及び行政の連携によりまして、集落営農や農作業の受委託などを推進しております。現在までに、東里営農組合が設立されておりますが、平成16年度に

は新たに稲葉車瀬農家組合が主体となりまして、稲葉車瀬営農組合を発足されております。これは稲作の基幹作業を協同で行っていただいております。今後も、これらの運営状況を見ながら、営農組合の組織化の啓発に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、集落や地域を単位として作付け作物を選択した産地形成につきましては、いかるがグリーンアスパラ生産組合が設立されておりますが、新たに大和太ねぎ、万願寺唐辛子、坊ちゃんカボチャ、オクラ、ナバナを奨励しております。今後の状況を見守っていききたいと、このように考えております。

次に、若手後継者の育成や担い手の確保についてでございますが、現在、認定農業者制度の普及定着を推進しております。新たに4名の方に認定を受けていただき、現在11名の方が農用地の利用集積の支援、融資面の支援措置を受けておられまして、農業経営の確立に努めていただいております。

なお、若手後継者の育成につきましては、今後も農協等とも協議しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

そして、3点目のまちづくりと農業の共存についてでございますが、朝市などによる農産物の直売として、旧法隆寺農協の倉庫跡での日曜日の直売に加えまして、この4月からは毎月第2日曜日には、三井観光自動車駐車場でのフリーマーケットにおきまして、農産物の販売、そしてJA奈良県斑鳩支店旧富郷出張所におきまして農産物の直売所が設置され、これは毎週月、水、金の3日間、農産物の販売により地産地消に努めていただいております。

なお、産業フェスティバルや学校給食の地元農産物の活用につきましても、これまでに引き続き実施しているところであります。また学校教育との連携といたしましては、小学3年生によるエンドウの農業体験学習、そして小学生、保育園児等のイモ掘り体験を実施していただくなど、農業の理解の機会づくりとしておるところでございます。また、遊休農地を活用し、住民に農業にふれる機会づくりを提供し、あわせてレクリエーションやコミュニティの場とするための貸し農園、いきいきファームを実施しております。現在2地区におきまして100区画、約4,400平方メートルの農地を99名の方にご活用いただいております。

以上、進捗状況でございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 農業の活性化について色々と施策をし、またその実行に努められているということでお聞きしたわけですが、今後、先ほども言いましたように、農業戸数が減少する中において、また専業農家が減る中であって、農業の振興というのはなかなか普及をしていかないということの現実の中であって、町として今後農業振興のための施策として、地域に合った方策というんですか、ことを考えられているかどうかということをお聞きします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今後、農業の振興について町の施策はということですが、現在では、先ほども申し上げましたような状況でもって色んな展開をなされていることについて、町も行政として支援なり共同なりしながらやっておるわけですが、新しい施策といいますと、現在具体的なものは特にございません。ただ、町内の農業関係団体、農家組合でありますとか、あるいは町の農業委員会、こういった色んな機関が、毎年先進地事例を視察しながら研修といった活動もされております。そういった中では、色んなものを見てきて、それを取り込めるのかと、色んな研究もしていただいておりますが、こういったものを、そういう団体なりから町の方にも、実際に農業の経営に携わる者の立場としてご意見をいただく、そういったものについて町として支援が可能なのか、そういったことも考えながら、今後の農業振興のあり方についてはこれから研究をしていきたい、このように考えますので、経営者の方々、あるいは団体の方々の色んな活発な意見を期待したいと、このように思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そのようにお願いしておきます。

次に、2点目のグリーン・ツーリズムの見解についてであります。農林水産省においては、グリーン・ツーリズムを農山漁村の活性化、また都市との共存関係の構築のための一つの重要な施策として位置づけられております。グリーン・ツーリズムとは、都市の住民が緑豊かな農山村地域に滞在して、その地域の自然文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であります。ある一例を申しますと、長野県のあるまちにおいては、このグリーン・ツーリズムでは年間700億円の経済効果を生んでおり、しかも訪れた人の6割以上の方々がリピーターとなって農作業に親しんでいるとのこと。また、農村地域を既存の観光地やリゾート地のように消費型とするのではなく、あくまでも住民が主体となる持続型の地域経営にするとの試みは大いに参考になると考えます。町

の基本方針の中に、まちづくりと農業の共存について、観光や商業、農業とタイアップして農業の振興に努めるとのことではありますが、持続可能な農観光の振興策の一つとして取り組んでみてはどうかと思いますが、いかがでありましょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 質問者もご承知のとおり、このグリーン・ツーリズムについては、簡単に言いますと、これは、都市住民が農山漁村で楽しむゆとりある休暇ということであります。ゆとりある余暇を過ごしたいと願う都市部の人々が、ふるさとのやすらぎを求めて農山漁村などの田舎を訪れ、その自然や文化にふれながら農業等の体験や、地元の人々との交流を通じて心身をリフレッシュしようという新しい体験型の旅行スタイル、このように理解しております。

このグリーン・ツーリズムそのものを広くとらえて観光事業としても位置づけられておるわけでございますが、旅行形態の一つには違いはないものの、従来の観光とは概念がかなり異なっておりまして、これまで観光というものが、光り輝くものを見に行くものとして、観光業者がこれは取り組んで来たわけでございますが、このグリーン・ツーリズムというのは、やはり農山漁村の資源、あるいはそういう地域に溶け込む、要はふれあいに行くということで、受け入れる側の地域が一体となった対応をやはり要求されるものでございます。

この受け入れ側となる農山漁村、あるいはその地域、あるいはその行政である、ここでしたら斑鳩町、そういったものにとっては、宿泊費や体験指導などわずかな、金銭的な利益ではわずかなものしか望めないというようなことで、観光事業としてとらまえばこれは割に合わない事業と言わざるを得ないということでございます。また、もう1点、民宿等宿泊施設の開設に当たっても、営業に関する法令のクリア等も必要となってきますので、法制度に適合するための家屋等の改造費用とか、色んな面での費用が伴ってまいります。そういった面で非常に難しい面もあるわけでございます。

しかしながら、地域活性化の一つとしてこのグリーン・ツーリズムをとらまえるとするならば、色々な取り組み方法があるものと考えられます。今後、そういったことで、先進地事例も参考にしながら研究を進め、農協、その他関係機関とも協議を行いながら、まず斑鳩町内での実現の可能性等について検証していくことが先決であるだろう、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これにつきましては、部長からの答弁ありました。地域に合う、また合わないは調査検討しなければならないということはわかるんです。少なくとも、観光の策を考える上において大きなヒントになると考えられます。時代の流れの中で必要とされる時、再度検討、また導入されればと思ひましてご提案申し上げました。

次の3番目の質問に入らせていただきます。

子どもの安全確保についてであります。昨日の質問と若干同じような内容になると思いますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

最近、子どもを取り巻く環境が悪化し、凶悪な犯罪が多発している。ご存じのように、去る11月17日、奈良市の小学生が誘拐され、殺害されました。十数年前から、通学路の危険なポイントをリストアップし作成した安全マップに、連れ去られたとみられる場所が入っていなかったとのこと。危険な場所を幾ら指定しても、それ以外の場所で手口を変えて犯行する悪質な犯罪が増加しつつあります。それに対処すべく、奈良県生駒郡内においても、安全対策の強化に対する実質的な動きがあるように聞いております。今日も新聞に、子ども安全サポート情報システムということで、不審者情報の共有化体制の強化ということで載っております。また、子ども安全の家の増設ということで、色々と手は打たれているんですけれども、そこでこの点を踏まえて2点について伺います。

まず1点目の子ども安全対策の取り組みについて、当町として、今回の一連の事件を受けて、持続可能で長期的な予防策を考え取り組まれていると思いますが、この点について伺います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この件につきましては、昨日の質問者も申されておりますとおり、大変大きな、そして重大な事件であるというふうに認識をいたしております。教育委員会といたしましては、昨日申し上げましたように、早急に臨時校長会を開催をいたしまして、以前に示しております危機管理マニュアルに基づきまして、児童生徒の安全確保をいかにすべきか、あるいはまたそうしたものを再点検いたしまして不備がないのか、そうしたことも点検をさせていただいたところでございます。特に、登下校時における安全確保について再点検をいたしますと共に、具体的な安全対策というようなことも実施したところでございます。

子どもたちが安全で豊かな学校生活を送れるように、学校、家庭、地域社会が緊密な

連携のもとに、知恵を出し合いながら安全な学校、安全な地域になるよう、多くの方々のご協力をいただければというふうに考えているところでございます。

このことから、昨日の質問者にも申し上げましたとおり、住民の皆さんに「児童生徒の安全確保についてのお願い」のプリントを町内回覧させていただきました。具体的にどのように見守り、あるいは関係機関との連絡方法等につきましてお知らせをしたところでございます。また、青少年問題協議会、あるいは老人クラブ連合会、婦人会等、各方面にご協力をお願いをいたしておりまして、子どもの見守りについてご協力のお願いをしたところでございます。

さらに、情報の迅速な提供によりまして犯罪を防止するために、不審者情報を西和警察署管内の教育委員会、学校、あるいは奈良県警、奈良県教育委員会等との情報交換を行っているところでございます。伝達方法でございますが、ある学校区で不審者が出没したとの連絡を受け次第、学校から市町村の教育委員会へ、そしてさらに県教育委員会、並びに西和警察署管内の教育委員会、そして教育委員会管内の学校にとファックスで情報を提供し、正確な情報の伝達と的確な対応に努めているところでございます。

さらに、今回の事件を契機にいたしまして、奈良県におきまして、11月24日に「安全やまとまちづくり県民会議」が成立をされまして、この県内の各種団体、あるいは組織が一体となって児童生徒の登下校時の見守り活動などの被害防止活動に万全を期すという決議をされたところでございます。

このことから、斑鳩町といたしましても、自治会や、あるいは町の青少年問題協議会等各団体の協力を得ながら対応の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。今後も注意深く見ていただき、また持続可能な予防策をお願いいたします。

次に、2点目のCAPについてでございますが、CAPプログラムとは、子どもを不安にさせることなく、子どもが暴力から自分を守るためにどうすればいいのか、子どもと一緒に考える教育プログラムであります。幾ら子どもが心配でも、大人が一日中そばにいて守ることは出来ません。しかし、何かあった時、子どもがどう対処出来るかを教えることは出来ます。例えば、寸劇や人形劇、歌や話を通して、子どもたちは自分を守る力と自分自身の大切さを身をもって学び、本来子どもたちが持っている自信を育

てる実践プログラムであります。どこで起きるかわからない昨今の犯罪に対して、このプログラムは有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。このことについて町の見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもの安全確保ということでお尋ねでございますが、子ども自身がやっぱり自分を守る力を身につけることも重要でございます。そのために、町立小中学校では、県警のサポートセンター等の協力を得まして、防犯教室を開催いたしているところでございます。犯罪の被害に遭わないためにどのような、あるいはどのように注意、対応すればいいのかを児童生徒に指導しているところでございます。

また、今、ご質問のCAPプログラムにつきましては、議員もご承知のことと思えますけれども、子どもをいじめ、あるいは痴漢、虐待、誘拐、性暴力といった様々な暴力から、自分で自分を守る力を身につけるためのプログラムとして開発されたものでございまして、子どもにわかりやすい形で人権の概念を教えるとか、あるいは自尊感情を高めた上で、かけがいのない自分自身を守る力を引き出すというようなプログラムでございまして、NPOのCAPセンター・ジャパンにより規定の研修を受けられましたCAPスペシャリストが県内で2団体活動されているというふう聞いております。

斑鳩町の各小学校PTAの活動といたしまして、奈良CAP、またはCAP西大和から講師を招きまして、児童を対象にワークショップ形式でいじめから、あるいは誘拐から、また虐待から自分を守るためにどう対処すればいいのかを子ども自身が考えるといった取り組みを、平成10年から14年度まで実施されてまいりました。しかし、自分の身は自分で守る能力は、一度の講習を受けただけで身につくとは限りませんし、また、知らない人についていってはだめという注意をするだけでは十分ではないというふうに考えております。状況に応じて子ども自身がどう行動すべきかを具体的に教えることが必要というふうに考えております。

日ごろから、児童に対しまして、教諭、あるいは保護者が色んな場面を想定いたしまして、具体的なアイデアを出し合い、こんな場合はどうすればいいのか、また友達を助けるにはどう行動すればいいのかを話し合うことが、万一、犯行や暴力に直面した時に、自分や友達を守る力につながるのではないかとこのように考えているところでございます。

このことから、子どもたちを犯罪から守るために、教職員及び児童がどのような講習



を受け、それを日ごろの学校生活でどのように生かしていけばよいのかを検討いたしまして、県警サポートセンターの防犯教室をはじめ、ご提案のCAPプログラム等につきましても、教職員研修の一環として実施を検討してまいりたいというふうに考えております。また、PTAに対しましても、こうした積極的な情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、教育長のご答弁の中に、平成10年から始められて14年までということ、現在行われていない。CAPについて、始められたきっかけですね、どのようなきっかけで最初は始められたのか。また、現在において中止されている、なぜ中止されたのかということ、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ただいまの質問でございますが、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、東小学校でそれぞれの学校のPTAの主催事業として取り組んでこられたものでございまして、その中で、奈良CAP、またCAP西大和から講師を招聘されまして講習を実施されてきたというふうに聞いております。

実施期間は、先ほども申し上げましたように、学校によりまして異なりますけれども、平成10年度から14年度の間実施されております。

始められたきっかけにつきましては、PTAの中で、CAPという活動をしている団体を知られまして、いじめや暴力から身を守る講習を実施されているということを知られまして取り組まれたというふうに聞いております。

PTAの行事、あるいは研修事業につきましては、各PTAで年度ごとに予算等を勘案しながら事業計画をされているところでございます。研修につきましても、その年度、年度に様々な分野からテーマを選択いたしまして、親子ふれあい講座、あるいは救急救命講座など研修が実施されているところでございます。その中で、CAPプログラムが選択されていたものでございます。このことから、平成15年、16年度につきましては、その年のPTA事業として、CAP以外の研修を実施されたというふうに聞いております。

ただし、斑鳩町近隣で事件が発生いたしておりますことから、子どもを取り巻く状況も変わっておりますし、CAPプログラムの活動につきましては、PTAに対しまして積極的に情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。費用等の問題があるように思われますが、再度職員、PTAの方とよく協議を重ねていただき、今後検討していただけますように要望いたしまして、以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しております順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず、台風23号についてとのことですが、その前に、この台風及び中越地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。

さて、10月20日に日本列島を直撃した台風23号の被害についての感想と、直撃コースであった奈良県が意外に被害が少なかった要因は何だったのかについて、町はどのように判断されているのかということ、当日、私たち厚生委員会は、午前中愛知県安城市、午後は碧南市に視察研修に行っており、帰りにまともに帰れるのかなと思うほどの影響を受けました。碧南市を出て昼食中にだんだんと風雨が増して帰れるのかと思うぐらいになり、自宅に電話して確認すると、風雨については大したことがないとのことでしたが、帰路については、車がもう進めるだけ進んで、そして車中泊まりもいたし方ないのかなと思いつつも、走行中の車の揺れの恐怖を味わいながら何とか無事に当町に帰ってきましたが、刻々と入る情報では、全国で大変な被害をもたらしたが、当町や奈良県の被害が少なかった要因は何だったのかについて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 10月20日に高知県に上陸いたしました台風23号は、本州付近に停滞していました前線の活動を活発化させ、西日本から東北地方の広い範囲で暴風、大雨となり、その被害は、全国1都2府38県にも及び、死者93名、負傷者4

90名、建物の全壊195棟、半壊960棟、床上・床下浸水6万2,528棟という甚大な被害をもたらしたものでございます。

本県においては、大きな被害が出なかったわけですが、その要因といたしましては、今回の台風が本州付近に停滞していました前線の活動を刺激し、活動を活発化させたことから、降りはじめからの総雨量、10月18日から21日の間でございますが、台風進路の北側におきましては300から500ミリの降水量が記録されており、四国4県、兵庫県、京都府において大きな被害をもたらし、台風進路の南側に当たりました本県においては、前線の影響が少なかったことから、総雨量が50から150ミリであり、その被害が少なかったのではないかと推測いたしております。

本町といたしましては、今回の台風23号による被害により、改めて自然災害の脅威を再認識しますと共に、今後も、台風をはじめ短時間・局地的な豪雨をもたらす気象状況等の情報収集に努めて万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私たち委員会としても、あのような台風に、日本海側の方へ抜けるというような形であったんですねけども、やはり愛知県というのは海に面したところであって、その影響であのような風の強い、そして雨のきついような状況になったのかなと、後ではそう思いましたんですねけども、その時は、何か台風が直撃してきてるのかなというような思いで、これで帰れるのかなと、それで、それやったら日本海側の方へ抜けて帰ったら、東名阪は動いておったんですねけど、名四国道ですか、それはもう止まってたということです。それならば日本海側まで回って帰ろうかなと言うてたら、反対に日本海側の方で大変な被害が出たということで、その情報が確たるものでなかったということなんですねけども、無事に帰れたことを感謝しております。

続きまして、2番目の、台風23号の洪水で流されそうになっておりましたバスの乗客の報道と、12月5日の低気圧で再度豊岡市の円山川があふれ、浸水のあった件について、災害対策のあり方についてどうであるかということで、平成12年7月4日に富雄川が溢水し大きな被害を受けた幸前2丁目地域の住民及び会社関係者と高安西団地の住民の水害に対する恐怖心は今も忘れられません。100年に1度と言いながらも、今夏は異常気象が常態化と、住明正東大気候システム研究センター教授は、梅雨が長引き、集中豪雨や超大型の台風がふえることにより、社会インフラは、今の気候が前提だから不都合が出てくる。1時間にやはり50ミリというような雨に備えているところで、

60ミリの雨がふればあふれるなど、集中豪雨による災害もふえるおそれがある。しかし、遊水池は減り、そして都市地域においては舗装でおおわれ、水害が起りやすくなっていると指摘されております。今では、災害大国日本と言われることが年々増加しまして、失われる生命、財産が増大することは明白で、その対策については、先ほども述べたように、現在のインフラ整備の改善、改良を早急にされんことを望みたいと思いません。

後日談といたしまして、あのバスが浸水域に停滞したというのは、バス会社の発表では、乗客が強行して帰ってくれと言われたので運転したということで、あのような状況になったということなんですけれども、乗客の話では、いや、そんなことはない、バス会社の一方的な発表では、やはりこれはおかしいということなんですけれども、あのバスの屋根の上に乗って、膝上、まだそれから何か一時は30センチぐらい浸水、浸水というんかね、水が流れてたという状況の中で助かった、バスがひっくりかえらなかったということで、90人以上の方が亡くなられておりますけれども、それよりも、それによって、あれ35～36人ですかね、の方が流されるような事態になったら大変なことになってたと思いますけれども、それらについて、やはり川の決壊というのは、溢水によって堤防が弱まってそこが決壊するというような結果というんかね、水害の後で発表されておりましたんですけれども、斑鳩町の場合も、富雄川の溢水ですかね、あれが高安西団地、そしてうちの幸前2丁目のところは特に堤防自体が普通の堤防で、車も通らないような強固な堤防で私はないと、そういうふうに思うてましてけれども、しかしながら、高安西団地の溢水部分については、今現在も土のうで積まれておりますけれども、うちの幸前2丁目のところの堤防については、何の補強というのか、防止もされておらない、その現状をどう受け止めたらいいのかなというふうに、私はそういうふうに思いますけれども、それらについて、町、そして県なんかはどういうふうに思っておられるのかについて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） さきの台風23号、あるいは12月5日の低気圧の関係で、豊岡市の円山川の浸水を受けて、特に町内では富雄川の溢水の件もありまして、災害対策のあり方についてのご質問かと思えます。

まず、12月5日の低気圧の通過によりましては、これは台風23号で水害のあった兵庫県豊岡市の円山川の増水により浸水被害があったところでございます。この原因は

、これは12月6日付の新聞紙上で確認しますと、川が増水し、堤防を貫通する水路からの支流に逆流がありまして、その結果住宅5戸が床下浸水、道路や田畑など約77ヘクタールが冠水したということでございます。その原因といたしまして、国土交通省豊岡河川国道事務所の発表によりますと、増水時に閉めておいた鉄製ゲート、これは3基ありまして、そのうち2基について塗装補修のためそれを外しておいたわけですが、そこを土のうでふさいだのが、その土のうが押し流されたということで、これらが原因となり、河川から水が逆流したことにより被害が生じたということでございます。

当町における平成12年7月4日の富雄川沿い、幸前2丁目及び高安西1丁目地内の溢水箇所につきましては、その溢水の後、県において、定期的に堆積土砂の浚渫、水位計の設置等対策を講じていただいておりますが、根本的な解消としましては、やはり現在進められている富雄川の河川改修、これを推進することが先決であると考えております。町といたしましても、県に対し早期改修の要望活動を行う一方、また議会におかれましても、建設水道常任委員会でも要望していただくなど、ご尽力いただいております。そういったことから、今後も町といたしましては、この河川の早期改修に向けて、県に十分に働きかけを行いながら、また関係者に対しご理解、ご協力を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、出水期におきましては、降水の状況の把握といたしまして、上流部の状況をインターネット等を通じて直近の状況を確認するほか、現地におきましても、職員の配置により水位を確認しながら対応を図っているところでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 色々とその努力はやってもらってますねけども、なかなか事業が進まないというような事態にもなっておりますので、とにかく今まで異常、異常と言いながら、今やったらもう常態化しているような状況の中で、やはり県に対しても強く河川改修の早期実施に向けて努力していただきたいと要望しておきます。

続きまして、平年並みに本年は27号まで発生し、日本上陸が異常に多く、その原因は気圧配置の変化にあるのか、異常と簡単に片付けられないほどの死者93名を出した被害の発生を少しでも防止する計画について問うということございまして、前項でも申し上げましたように、今回は台風23号に焦点を絞って質問をさせてもらっておりますが、梅雨期集中豪雨もあり、またゲリラ的に発生する豪雨に対処する方策がとれずに、被害の発生が考えられる台風だけでなく、異常気象と言ってこられたことが常態化す

る前に何とか対策を見直すべきだと考えることは出来ないのか、それについて聞かせていただきたいということで、先ほども述べましたように、東大の先生が、やはり今の現状の気象というのは異常ではなくなってきていると、これこそが、これから地球温暖化がどんどん進む、常態化していく証拠というんかね、そういう関係になってくるというふうにはっきりと明言しておられますので、町の防災対策としてもやはり一考をさせていただきたい面が多々あると思いますねけど、それについて何か方策があれば教えていただきたい。

そして、色々と、午前中、そして昨日の質問の中でも色々と返答はされておりますねけども、それで納得出来るのかどうかというところは、色々個人の受け止め方にありますねけども、私自身がやはり被害に遭ったということで切実な思いがあるわけです。それを酌んでいただいてこれからも努力していただきたいなど。その努力を生かすにはどうしたらいいんかということや理事者の方で研究していただいて、そしてどうすればいいんかなということについて聞かせていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今年の台風の発生個数と日本列島への上陸個数についてでまずありますが、質問者が言われますように、今年の発生個数では27個で、過去30年間の平均発生個数であります27個と比較して平年並みのほぼ同数となっておりますものの、日本列島への上陸個数は10個で、過去30年間の平均上陸個数であります2.6個と比較し、非常に多くなっておる状態でございます。

その原因でございますが、フィリピン東海上や赤道付近の海面水温が高かったことが要因となり、太平洋高気圧の勢力が例年に比べ強かったため、6月以降、日本付近が太平洋高気圧の西の端に当たる状態が続き、日本列島が台風の通り道になりやすい気圧配置が続いたことによるものと思われま。

こうしたことから、質問者が言われてます方策といたしましては、今後も台風の上陸をはじめ短時間・局地的な豪雨等、異常気象と言われる気象状況の発生が予想されますことから、被害の発生を出来る限り少なく出来るよう気象情報等の情報収集に努め、万全の体制をとってまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今年も高安西のそこでは河床の浚渫なんかも行ってもらってお

りますねけども、それは一時しのぎというような方策でありまして、一度雨が降ればまたもとどおりの堆積物がたまるというような状況になっておりますので、出来るだけ河川改修の方を急いでもらえるようお願いしたいなと思います。

続きまして、4番目の町内出身の県会議員の質問に対して、奈良県の南土木部長が、河川改修率が、富雄川は77%、竜田川は48%との回答について問うということで、河川改修については、常に下流域からと申されております。事業区域については、大和郡山市の外川までと聞いていたのと大差があるように思われますが、この報道が正確なのか、私の聞き間違いなのか、単に外川まで見ても、77%の改修は行われていないと思われるし、斑鳩町は全域を改修しなければならないと思われるが、それについて知りたいのと、町域全体の改修にどのぐらいの年数を要するのか。三代川のやはり例もありまして、今、JRの鉄橋工事が進められ、17年度中に完成するのか、そしてまた河川改修を言われながら、大きく遅れる原因について、あのような円山川の氾濫をまた目にして、何度となく川の横を通ったことのある円山川が、今までも時々氾濫したことがあるといいながら、やはり溢水によって堤防の強度が劣化して決壊へと結びついたとの後日報道がありました。平成12年7月4日の水害では、やはり溢水しながらも決壊に結びつかなかったのは幸運ではなかったのかと思いますが、本年の最大の要望といたしまして、富雄川の河川改修を早急に進めていただくよう強く県に要望していただきたいと思いますが、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、富雄川、竜田川の河川改修に関する県土木部長の回答についてでございますが、これは本年9月の定例県議会における、これは梶川議員の治水対策についての一般質問に対する土木部長答弁の中で、河川改修の進捗状況について述べられたものでございます。

河川改修につきましては、それぞれ河川全川について改修計画が立てられるわけですが、その中には、改修が必要な箇所、そして不必要な箇所が存在するわけでございます。そして、河川改修率は、単純に申しますと、改修が必要な部分の総延長のうち、どれだけ改修が出来ているかを、これを率で示したものでございまして、その率が、富雄川が77%、竜田川が48%であるという、そういう答弁になっておりました。なお、富雄川につきましては、斑鳩区域は未改修区間となっております。現在進められているJR橋の工事が完成すれば、順次上流に向けて改修が進められると聞いております。

今、申し上げましたように、斑鳩区域は全く改修が進んでおらないわけですが、この改修の遅れにつきましては、用地買収関係等がこの河川改修には伴わないとほいもの、河川の中に農業用施設といたしまして井堰があります。これらの施設づくり、あるいはそれに関する補償関係についての交渉が難航したということが原因というふうに聞き及んでおります。

また、斑鳩区域について、今後どれだけの期間で整備が完成していくのかとご質問でございますが、これについては、現在何年度完成予定というのを我々は承知しておらないわけですが、いずれにいたしましても斑鳩で現に、過去平成12年にも溢水があったわけでございますので、そうしたことから住民の不安を取り除くために早期改修ということで、我々もこれまでも県にも要望を積み重ねてまいりましたし、また議会においても、建設水道常任委員会の方でも、郡山土木事務所長に対して要望していただくなどのバックアップもいただいております。今後も、我々としても早期完成に向けて県に強く要望していきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今の話の中では、それで十分にやってもらっておるとは納得出来ないんですねけども、斑鳩町の地域については、やはり全川を河川改修しなければならない状態になっておるのか、業平橋のあの周辺はもうせんでもいいのか、その点についてどうですか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 富雄川の河川改修の必要な区域について、現在私の方では承知しておらないところでございます。県の土木事務所の方に確認いたしまして、後刻報告とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来たら、そういうこともちゃんと教えていただきたいなと思ってましてんけど、それは今のところ、私の質問の出し方もそのようになってなかったよって回答を得られなかったとは思いますがねんけども、よろしくお願い申し上げます。

次に、5番目の、新潟、福井、兵庫と今年は日本海側に大変な被害が出ている原因とその後の対策について問うということで、それと都市河川の位置づけについてということでありまして、本年は台風が10個以上上陸し、その上に局地的な集中豪雨で大きな



被害を受けた地域が全国的に広がりましたが、予測の甘さと対策の遅れがあったのではないかと疑念があるのは私だけでしょうか。失われた命は返ってきません。命は地球より重しと言いながら、対策を怠り、その結果毎年数限りない犠牲者を出している現状を国民、町民は納得しているのか。水を治める者は国を治めると言われながら、決して日本はその言葉どおりにはいっていないと思われるが、当町はどうであるのか。都市河川の位置づけとして、同じ富雄川というだけに、河川は下流ほど発達、発展しておるのが普通であります。なのに、なぜ生駒市高山地区で護岸橋梁の新設工事が常時行われているのか。同じ大和郡山土木事務所の管内でありながら、進んでいるところと進まないところの差異というんですかな、それが私には不思議に思われてなりませんねんけども、これは私だけの受け止め方であるのかどうか。よそで行われておることはさておいて、斑鳩町でこの富雄川の早期河川改修をしていただきたいということを強くお願い申し上げたいなと思いますねけども、それについて、都市河川と、そしてまた色々と上流地域で行われておる事業というんですかな、それとの差異について、斑鳩町と、言うたら悪いけど生駒市との差異があるのかないのか、それらについて教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、先に、これまで台風23号までで10回以上の上陸を数えておって、その大変な被害が出ている原因とその後の対策についてということですが、質問者も申されましたように、本年は例年になく日本に上陸した台風が、ただいま申しましたように、台風23号までで10回の上陸を数えておるわけです。その都度全国各地で大きな被害をもたらしまして、幸い当町では風水害等について大きな被害はなかったところでございます。しかしながら、異常気象による自然災害等についての脅威による被害状況の報道等を見るたびに、災害への適切な対応として、災害時における町及び関係機関、住民等の総合的な防災体制の確立、その大切さを痛感しておるところでございます。

当町では、斑鳩町防災計画をもとに、災害に備えた職員の体制づくりによりまして、関係機関等との連携をはじめ、情報の収集及び町内パトロールの強化をすることによりまして、災害の未然防止とその対策に努めているところでございます。特に、水防体制といたしまして、重点的な監視体制の強化を必要とする箇所につきましては、固定した職員によりまして監視体制を整えているところでございます。

次に、都市河川についてでございますが、この件につきましては、本年3月の議会での質問でも一定の答弁をさせていただいたところではございますが、県下の大和川流域は、京阪神地区に隣接している上、交通の利便性も高いことから、昭和30年代の後半より流域の開発が進んでおりまして、保水機能や遊水機能が大幅に減少しております。特に、県北部・中和地域が都市河川となっております、局地的な大雨時等には河川が増水し、洪水等の危険箇所が増えているところでありまして、そういったところで、そういった箇所の改修も進められていると聞いております。

なお、参考までに申し上げますと、この都市河川について、河川事業として計画するに当たり、事業内容及び採択基準等もございまして、その中の1つとして、都市河川改修補助として、総合治水対策特定河川事業によって、現在都市河川における護岸及び橋梁工事の施工がなされていると聞いておるものでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、うちのところが仮に溢水並びに浸水した場合、避難箇所としては、あの辺やったら東小学校になるわけですか。そういうことになれば、その溢水した箇所を歩いていかなければならないというようなことになったら、東憩いの家はどないなっているのか、そこも避難箇所やっただうかちょっと忘れてますねけども、やはりそこへ行くまではには簡単に行けないように思いますねけど、それについてはどういふふうに行けばいいのかな、それをちょっと、また教えてもらえたら教えてもらいたいと思いますねけど。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 状況に応じて避難場所というものは開設すべきということでさきの質問でも答えておったわけでございますけども、いわゆるその状況について、いち早くそういう避難される方にお伝えし、それで速やかに誘導する。場所につきましては、その状況に応じて決めていかなきゃならん。その情報を伝えて避難させることが重要であろうと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ところが、前の12年の7月4日の時は、うちら何にもそういう情報が入ってこなくて、家つかってから、車も出されんような状態になってから、そやから車もあかんようになりましたやんか。だから、そういうなにかあったのに、そんな避難せいでいうたってちょっと難しいの違うかなと。電気もついてたしね、その時は

。やっぱりテレビ見とってその音とかで外の状況が全く把握出来なかったというのも、何か外へ出てみたらぶわっと、ドアを開けたら水が入ってきたというような状況で、そして外へ出たら、大洋ナットの向こう側の橋のところで消防団の人とか、こっちの米寿橋のところに消防団の人とかおって、何も中に入ってきてそういう連絡をしてもらったという記憶がないんですねけど、やはり徹底したそういう体制をとってもらえるように、今後そういうことのないようにだけお願いしときます。

続きまして、中越地震についてということで、10月23日に発生した地震による被害と、その後も続く余震も、やっと出来上がった避難住宅と避難生活に対する感想について、国の対応は十分と考えられておるのかということ、台風23号の3日後に発生しました中越地震による被害は、甚大でありました。何十秒間の揺れによりまして、数十人の死者と大変な負傷者、それに建物の被害が大変でありました。阪神・淡路大震災に比べても、死者を除いて大差のないぐらいの被害が発生しております。その地震のメカニズムの解明が待たれるところではありますが、東海、そしてまた南海と言われながら、中越に発生したことに対しまして、やはり余地観測の難しさがあったと思われれます。その後も続いておりました余震についても減少し、避難生活も、少しずつ住宅が出来て復興へと向かっておりますが、当地域の冬の豪雪と寒さに対しまして、国の支援は十分なのかと心配になっております。

斑鳩町議会といたしましても、両被災地に義援金を出させていただきましたが、国は外国ばかりに目を向けていて、国内の被害者への支援の遅れを感じますが、予想手続はこれが普通なのか、少し被災者に対しての支援というのか、それが遅いように思いましたが、その疑問としては、手続としてはこれで役所仕事として順番に追うていったらこのぐらいの時間を要するものかと。やはり、三位一体の改革と言われながら、結構そういう時間的なロスというんですかな、それがあのように思いましたけども、被災者の救済をもっと早く出来ないものかと私自身そういうふう感じたんですねけども、それについて教えていただきたいなと思いましたが。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 新潟県の中越地震では、新潟県内の60市町村において、死者40人、負傷者2,990人、建物の全壊2,726棟、半壊9,373棟をはじめとした大きな被害が発生し、震度7の本震以降も相次ぐ大きな余震等により、住民の方の避難も、ピーク時には約10万人もの数に上り、今なお約3,000人の方が避難所

生活を送っておられる状況であります。

現在、仮設住宅の建設が急ピッチに進む中で、一刻も早く避難所生活から仮設住宅への生活に移行されること、生活復興への足がかりになればと願っておるところでございます。

お尋ねの国の対応につきましては、阪神・淡路大震災を教訓に迅速な対応が図られたものと認識いたしておりまして、特に自衛隊の活動であります。初動体制では、地震発生7分後には非常勤務体制が発令され、36分後、阪神・淡路大震災の時には1時間28分後でございましたが、36分後には映像の生放送出来るヘリコプターが離陸し、情報収集に当たられ、翌日の24日には、被災民の救助や輸送をはじめ支援物資の輸送や給食支援活動が始められております。

また、自衛隊の活動拠点となります司令部についても、新潟県庁内に設置されると共に、小千谷市役所内にも指揮所を設けられており、被災地のニーズの把握と各自治体の連携強化に努められたということでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 被災地・被災者の支援ということで、斑鳩町としても何がしかのそういうなをしておられるのかなと思いましたが、我々少数の議員16人で、何がしかの義援金を送らせていただいたのですねけども、町としてはそういう支援というのか、義援活動は行われておりましたんですかな。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一応住民の方にそういうことで各戸にお願いのものを配布をさせていただきまして、義援活動という形で展開をさせていただき、また町のカウンターのところにもそういう義援金箱、また出先の公共施設にもそういう義援金箱を置かせていただきまして、町民の皆様方に志を募った経緯がございます。そして、それらを奈良県の日赤の支部を通じまして義援をさせていただいたということでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、職員組合とか、そういうなにはなかったですか。もう個別の個人個人のなにて集められて渡されたということですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 職員につきましても、個々で対応をということでさせていただいております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来るだけこれから寒い冬に向かう地域の人に対して、出来るだけの支援を皆さんと共にしてあげたいなというふうに、私はそういうふうに思っております。

次に、安心、安全な国づくりということを掲げながら、毎年自然災害による被害が発生しております。それに対して、やはり基準が甘いのではないかと判断されておるようには思いますねけども、どのように思いますかということなんですけどねけども、災害だけを取り上げておりますが、やはり犯罪に対しても、安全、安心でなくなり、県下においても、先般大変な事件が発生いたしまして、昼の時間帯と言いながらも、いまだ解決に至っておりません。自然災害には、被害者数も年間大変な数に上り、犯罪被害者の数も年々増大傾向にあります。警察官の増員も進められようとしておりますが、被害者が数が少ないということで、忘れ去られていくこととなっております。しかし、自然災害は毎年確実に発生しております。事後の処理対策よりも事前の対策が大切ではないのかと思いつつも、やはり科学で解明出来ない地震予知学の発達こそが待たれるところでありますが、科学による解明は可能であると思われませんか、それとも発展途上の研究と思われませんか、今後も続く地震への対策について聞かせていただきたいと思っております。

その中で、今回の地震で、私自身感銘を受けたというんか、特注すべき事柄といたしまして、この地震で土砂崩れに巻き込まれ生き埋めになった皆川優太ちゃんの救出場面を見て、やはり余震の続く中救助隊に救出された優太ちゃん、そして母と姉さんをなくしながら奇跡の救出が行われたということを今も忘れられません。一方では失われる命と、奇跡的に助かる命もある災害に対する解明と、それと施策について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ちょっと的確な答弁になるかどうかわかりませんが、いづれにいたしましてもこういった地震等の対策としては、さきの質問者にもお答えいたしておりましたように、出来るだけ災害が少なくなる対策、そういった面が必要になると思います。そういったことでの各自それぞれの対策を具体的にそういったことを実践していただくということ、そういった面で地震対策ガイド、11月末に配布させていただいております。それらを十分認識していただきまして、各自で減災対策、そういったもんを講じていただくということがやはり肝要になるかと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 地震に対する心構えというんか、何かの冊子を全戸に配布されましたわね。あれで十分であるのかどうかということに対しては、私自身は疑問があると思いますねけども、やはり地震の場合は予知も何もなかなか出来ないということなんですけどねけども、色んなやっぱり災害に対して出来る対応、対策は積極的にとっていただきたいなということを要望いたしておきます。

続きまして、今回の住民投票結果について問うということで、12月5日に投票が実施された結果について小城町長の感想を問うということで、私は今回の町議選のアンケートに対しても、反対という意思表示をしてまいりました。これ、第一のなには、国の施策の失敗を地方に強制的に押し付けることに対して、私は国が率先して改革を示し、順次地方におろしてくるのが筋ではないのかとの疑問があったからでございます。

12月1日深夜に、南泉州合併協議会が9月1日に解散したという報道番組がなされておまして、阪南市の岩室市長さんが、この南泉州合併協議会は、阪南市、泉南市、岬町、泉佐野市、田尻町、その3市2町によるものなんですけども、その市長さんは、初めはやはり国の施策に積極的に合併を進めようとしておりましたが、だんだん考えていくと、私のように、国の施策の失敗を地方自治体に持ってきたということで、納得出来ないということでだんだんと考えが変わってこられて、やはり大切なのは住民自治、住民合意が大切であるということで、合併協議会を離脱されたということであります。

今の経済状況を見れば、地方自治体の財政状況は、進むも地獄、退くも地獄の状態、景気の回復にすべてがかかっております。現況では早期回復は見込めない中であって、町長は今般単独で町政を続行すると昨日の一般質問においても答弁されておりますが、今後の町政の舵取りについては責任は重大であります。来年度に実施される町長選挙に町長は出馬されるのかどうか。町長は今の段階で言いにくいのかもわかりませんが、やはり町が単独でやっていくと町長がそういう決意された中には、やはりそういう意欲もあるのかなというふうに思いますねけど、それらについて聞かせていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、質問者が申されましたように、12月5日の投票が実施された結果について私の感想をということで述べさせていただきます。

去る12月5日に執行された「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」は、6

2. 14%という比較的高い投票率となり、8割弱の住民の皆さんが7町合併に反対されたという結果については、重く厳粛に受け止めております。

私は、住民説明会での住民の皆さんの意見等を踏まえまして、この投票結果について思うことを簡単に述べさせていただきます。

まず1点目としましては、「西和市」という名前に不満を持っておられる方が多かったのではないかと思います。「斑鳩」という歴史的由緒ある名前、土地に愛着を持っておられる住民さんが多く、また、斑鳩の里が持つイメージが「西和市」に感じられないこともその一因ではないかと感じております。

2点目としましては、全く財政状況の異なる7町の合併によって、斑鳩町が他町の借金を背負うことになるのではないかとという不安感を住民の皆さんが感じておられたことが挙げられると思います。私は、斑鳩町の現在の財政状況が決して安心出来る状態であるとは考えておりませんが、基金や地方債の残高を単純に比較すると7町内でのそれぞれ差がありますので、それが原因と感じております。

3点目としましては、新市に対する新しい期待感で希薄であったのではないかと考えております。7町合併協議会にて取りまとめた新市建設計画（まちづくり計画）に対して、余り魅力を感じていただけなかったように思います。

これらのことから、私は、この7町という枠組みでの合併は行わずに、斑鳩町が単独でも存続していけるよう、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを行って、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、町議会をはじめ住民の皆さんのご意向を十分に把握し、「斑鳩」という地域性を最大限に生かしたまちづくりに、私は職員共々一丸となって取り組んでまいる所存でございます。今現在はそういう心境であるということでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私が最後の方で申し上げた、やはり単独でいくと決断された以上は、これからも継続して町政に携わっていただけるものと私は確信しておりますねけれども、やはりこの場では言いにくいことかもしれませんねけれども、そうして一町の長が、やはり住民投票の結果によって単独でいくと議会ではっきりと表明されておる以上は、また引き続きやはりやっていただきたいなという思いなんですけれども、それについては答えられないというんか、その点についてどういうふうには判断しているのか、私自体は町長と心中する気でやはりやっていこうと思う気がある上に、やはりそう

いうことを一言でも聞かせていただきたいと思いますねけど、いかがですか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今現段階は、住民投票の結果を、議会の皆さん方から、それを尊重するということをしていただけてますから、現状について申し述べておるわけでございますし、これについては、17年度等についての関係等についての予算等について、今そのことが一番頭がいっぱいでございますし、その関係等について、今一つ一つ着実にやっていきたいという気持ちでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、いつごろになったら、やはりそういうなにかが回答していただけるかについて、今のところそういう段階ではないということなんですけどねけども、どういうふうにおられるのか、それについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 来年の11月10日が任期満了でございますから、出来る限り全力を投球しながら、11月10日、任期満了等を考える中で、自分としては判断をしてまいりたい。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 言いにくいことだと思いますので、これ以上言うても、その決意というのか、それは時期的なものにも申し上げられないということなんで、これ何ぼ言うてもいたし方ないと思いますので、これで終わっておきたいと思います。

続きまして、芳村助役さんの感想を問うということですね。7町合併協議会にも出ていただいていた時と、結果が出たこととの自分自身の差異はなかったのかについて、住民の判断の良否は何年ぐらいで出てくると思われるのか。

それと、助役さんは、指名審査会の委員長というんですか、会長というんですか、やっておられると思いますが、単独でいく場合に、これから委託業務も増加すると思われませんが、業者の指名審査の変化、変動が発生するのかどうかについて、今のところわかっておるだけで結構でございますので、聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今回の住民投票について私の感想をということでございます。そ



の中で、何年ぐらい良否の結果があらわれてくるのか、また入札条件の関係についての質問だったと思うんですが、まず今回における住民投票について私の感想を述べさせていただきますと思います。

斑鳩町における住民投票が、平群町、王寺町との3町の中で、最も高い62.14%という投票率が示しておりますように、多くの住民の皆さんが町政に関して大きな関心を持っていただき、また50%の開票ラインを大きくクリアし開票出来ましたことに対しまして、住民の皆さんに深く感謝を申し上げたいと思います。今回、この住民投票によりまして、7町合併に関する住民の皆さん方の意見が明確に示されたことによって、私といたしましては、助役として、今回の一般質問でも町長が今後の方針について述べられておりますことなどを含めながら、全力で町長の施策を支えてまいりたいと、このように思っております。

そして、いつごろこうした合併の関係で、単独でいくとしてもどのような状態になっていくかということをございますけども、やはり我々といたしましては、住民のサービス低下をなくす大きな努力をしていかなければならない。住民に不安を持たすような町政であってはならないと、このように考えてます。そういうことがないように、町長の施策を基本としながら、町民の皆さんのために頑張ってまいりたいと、このように考えております。

また、入札条件の関係なんですが、これは今現在指名競争入札、また条件付一般競争入札について、入札の透明性、競争性、すべてを含めながら、適切公正なやり方をやっておるわけをございまして、それをもとにこれからも不公平にならないよう、また住民の疑惑を持たれないようなきちっとした入札を執行してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私は、これからは、委託業務というんですかな、これが何か増えてくるように、私個人としてはそういうふう感じておるんですねけども、それらについて、町単独でいく場合はそういう方向に向かっていくのかどうかです。それについて聞かせていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） それぞれの業務の中で、委託をしていけば大きな削減につながっ

ていく、コスト減につながっていくというような業務につきましては、やはりこれから委託していくべきであろうと、このように思っています。ただ、この委託等につきましては、町の構造改革の中でも示してますように、それに基づいた形で進めてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ありがとうございます。

続きまして、中野収入役さんにその感想を問うということで、やはり斑鳩町の財政を預かる立場といたしまして、現状と比較してどう変わるべきか。町民が最も心配いたしております財政的な裏付けについて、それを担うやはり収入役としての責務についての、自信があるというんですかね、町長がそれでやっていると、そういう自信を示された以上は、やはり収入役もそれについて同調をする意見とかを持っておられると思うんですけれども、その方策というんですか、それらについて、私はこうやっていきますというふうなことがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 住民投票の結果についての感想ということでございますが、今、助役が申し上げましたとおり、私もこの住民投票に関しては、投票率が非常に高く、深く感謝をいたしております。改めて住民の皆さん方の合併問題に対する関心の高さを感じていますと共に、このまちに対する住民の皆さん方の愛着と誇りとといったものが感じられるというように思っております。私自身も、この住民投票の結果を踏まえまして、町長の町政運営のもと、収入役として全力で職務を遂行してまいりたいと考えております。

次に、2点目に申されました関係につきまして、財政運営の基本になりますのは、やはり歳入に見合った歳出ということに尽きるのではないかと、そのように感じております。

以上です。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

次に、10番、吉川議員の一般質問をお受けいたします。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 提出しております順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

たいと思います。

する前に、一般質問をするたびに、私は今までに、私だけやなしに、議員皆さんが真剣に取り組んでおられる質問に対しまして、私はどうも的確な答弁がなされてない。これは、私はいつも申し上げておるわけなんです。答弁はいつも同じようなのが返ってきて、しかし現実にはそのとおりに行われておられない。100%ではないですけども。特に、町長はじめ答弁をくださる皆さんには、的確、また明確な答弁をしていただくようお願いをいたしまして、質問に入りたいと思います。

まず1点目でございます。奈良県ごみ処理広域計画についてでございます。

この問題につきましても、私はもう3回目でございます。町としては、この前の16年3月、今年の3月4日に私が質問をさせていただきました。その答弁として、「町としては、今後引き続いてやはり県に対して、こうして計画化が策定された以上、やはり進んでいただくように要望していきたい」と答弁されておりますが、どのように要望されたのか、また県といつどのような協議をされたのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 回数的なことでお答えは持ってないんでしかねるわけでございますけれども、我々といたしましては、この広域関係の中で、斑鳩町が属しておりますのは、ブロックⅢというところに斑鳩町が属しております。これは、大和郡山市、生駒市、そして生駒郡の4町と、2市4町で構成するブロックになっております。その中で、これのブロックの幹事役というのが大和郡山市ということになっております。

こういうところで、大和郡山市に対しまして、幹事市であります大和郡山市に対しまして、そういう形で色々の話をさせていただくこともございますし、そしてその幹事市が音頭をとって、最初に、13年の6月に第1回のワーキング部会というのが開かれております。その中で、各市町が毎年持ち回りで開催地を決定して行ってワーキング部会を開いていこうということの中で、色々と協議をさせていただき、なおかつその中に県の廃棄物対策課の職員の方も出席をされておる中で、そういう話をさせてきてもらっている経緯がございます。

また、助役の方が県に出張をいたしますたびに、県の廃棄物対策課の方に寄っていただく中で、現在の状況等を踏まえる中で県の方に要請等もしていただいているというような状況でございます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 一向に私は進んでおらないように思うんです。今、答弁いただいた中でも、この前私が3月にさせてもらった時にも、11年から、13年の6月、14年の3月、15年の3月と3回しかやってないわけです。こういう状態でどうして進むんか。私はいつも申し上げてますように、大変難しい問題です。これはよっぽど努力してもらわないと無理だと思うんです。しかし、難しい問題ほど回を重ねて検討をしていかないと、難しいからほっとく、まあほっとくということではないと思うんですけれども、今の状態ですと、私は余り、今は何とか斑鳩町は40トン炉でやっていけるからという考えもあるんかもわかりませんが、しかしこれから、この前も申し上げましたように、100トン以下では補助金も出ないわけなんです。

この前も聞きますと、17年度についても補修をしていただくわけなんです。これはやっぱりやってもらわないと、色々ダイオキシンの問題もありますし、やはり地元に関心配をかけておりますことでもありますんで、これは大いにやってもらわないかんわけですが、しかし大きな補修が回ってきたときに、補助金も出ないで、昨日から今日にかけて色々議員の皆さんが心配しておられる財政状況につきましても、私も住民の判断が出ましたんで、これは町長おっしゃるとおりだと思うんです。しかし、斑鳩町として、やはりこれから、これだけやなしに色々な部分でやっていかないと、たまたま、斑鳩町は何かこの7町では一番裕福のように思われてますけれども、そうじゃないわけですよ。事業を見てくださいよ。進んでまっか。また後で申し上げる第3次総合計画、1985年から一回読んでみてくださいよ。私ずっと読んでまんねや。ありがたいことですよ、これ。皆やってくれはったら、もう言うことないやん。しかし、こんなん仮に13年から17年の計画にしても、303ありまんねん、事業。こんなん皆やれというても無理な話。それは言いまへんがな。しかし、実際この中で何ぼ進んでまんの。そしたらやっぱり、国で今補助金が出る、また県からも出る。そういうものを大いに活用して進めてまないと、斑鳩町の税金何ぼあっても足りまへんがな。下水道関係、道路関係、駅前整備、どこもちゃんとやってまんがな。金要りまへんがな。斑鳩町はこれから要りまんねや。

それなのに、この問題についても、7町合併の関係もあったと。それは私なりには理解はしますけれども、それ以上に私は真剣に考えてもらいたいと思うんです。県が奈良県6つに割ってやるということで提案してますねやないか。そのことをやっぱり強く訴

えてもらって、それで一つでも進むようにしてもらわないと、こんなんはつきり申し上げて、斑鳩町の焼却炉と生駒市、また平群、皆違いますがな。それを調整していかんなん。うちは何年にやったから、いや、まだまだいけるよってよろしはんねん、そんなわけにいきまへんがな。なぜもう少し真剣にちょっとでも取り組んでいこうという気持ちがないのかどうか。16年3月以後、私は1回も会議がないように思うんです。この前の答弁でも、電話でお願いしたと。こんな難しい問題、電話で対応してどないなりまんの。答弁書見てくださいよ。

それで、斑鳩町として単独でいいと思っておられるのか。県の計画に乗って推進し、県と一緒にあって、また2市4町と一緒にあってやっていこうとされるんか。

あわせて、この計画期間は、平成11年から20年までの10年間です。もう半分以上過ぎてまんねんや、これ。こんなえらい難しい問題やのに何も進んでまへんねや。そのことに対してどう思っておられるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城市長。

○町長（小城市利重君） 今、吉川議員さんおっしゃっていただくように、この関係等については、我々市町村会等、あるいはまた県の知事要望の時には必ず申し上げておるわけですし、生駒郡の県に対する要望事項の取りまとめの中にも、こういう問題等については、必ずやはりこういう難しい問題は、積極的に県が中に入ってやっぱりやるべきだということを申し上げてます。しかし、現状は、なかなかそのことが進まない。そういう状況になってますし、合併の法定協議会でも、私から、この関係については、県が示されたブロックⅢの関係等について、これを仮に合併するとしたら、ブロックの関係等については変わりますよということもやかましく言って、事務局等については、会長との調整でそういう関係等について県へ申し入れるというだけの話で終わっておりますし、いずれにいたしましてもやっぱりこの関係等については、私自身いつも県知事に会うたびにそのことを申し上げ、厳しいしんどいことは、これは避けて通れない。

今、厚生労働省でも、特に産業廃棄物の関係が大変だから、延命を図るために、ビニールとか、あるいはそういうものについては焼却をせよという方針を出された。そして、またある学者は、そういうビニール等を燃やすことが炉を傷めていく、あるいはそういう部分については炉がうまく稼働しない。そういう問題等からして、出来るだけそういうものについては産業廃棄物等の処理をしていくべきだというようなことも言われていますし、特にリサイクルをしていけというようなことも申されています。

いずれにいたしましても、この問題等については、吉川議員のご指摘のように、大変厳しい問題があると思いますし、我々としては、そういう点については、出来るだけその対応等について県当局、あるいはまたこういう生駒郡の中でも申し上げてきておるわけでございますし、出来るだけそういうことの日程調整が、あるいはまたそういうことがテーブルに乗れるような環境づくりが出来るような体制にしてもらいたいわけですが、なかなかそう簡単にいかないというのが現状でございますので、そういう点をご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 町長もおっしゃっておりますように、私も質問しながら難しい問題だと、これは前から申し上げておるわけなんです。しかし、やはり難しいからといってそれで終わるのでは困るわけなんです。これからどうしても要る施設ですし、また改良も重ねていかなくてはならない。それで、国の方針は、先ほども申し上げたように、100トン以下は補助金を出さない。2市4町へいきますと、400トン、24時間稼働で計画をされておりますけれども、私はその線に沿って、やはり色々各市、また町によって条件といいますか、それは違いますけれども、そこを乗り越えて、ひとつ出来れば斑鳩町がリーダーシップをとっていただいても、郡山、市が2つもありますんで、そこらもまた難しい問題があるかと思っておりますけれども、やはり話し合いを重ねていただいて、また県も県ですがな、はっきり言って。言葉悪いかわからん、県会議員は何してんのかなと思う。11年の3月にこんないい計画案を出してはんねん。まとまったとこどこもないねん。検討もしない。こんなことで県が、また町が、今後地方分権の時代に向かっていく中で、色々なやっぱり抑制もしていかないかんと思う。その中で、私はぜひともこの計画に沿って進めていただきたいと思う。

最後に、まだ平成20年まで丸4年あるわけなんですから、それまでにどういう対応を斑鳩町としてやっていこうと思っておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） このごみ処理広域化計画につきましては、吉川議員からこれまで多くのご指摘をいただいております。我々も黙っておるのではないわけでございます、県の方へ私が行きまして、常に要望を重ねております。斑鳩町としての考えとしては、平成11年3月にこの奈良県ごみ処理広域化計画を発表されたと。これは、本町としては非常にうれしいものであると。この計画はぜひ県としてもまとめてほしいというこ

とから強い要望を県に行ってきたおるわけですが、本町の焼却炉についても、延命を図りつつやっておるわけですが、炉の老朽化によって非常に費用も高くつくこと、こういうことが今非常にネックですと、斑鳩町ではネックですということから、ぜひこの計画をまとめてほしいということで、廃棄物対策課の関係の職員とも話をしております。

平成14年度までは、2市4町のワーキンググループでの議論をしていただいたことは事実でございます。それまでも、町長が言われましたように、町長サイドとしても、県知事の方に、この広域は県が発表されたからやはり実施をしてほしいと、平成20年を越えればひょっとしてなくなるということも含めながら100トン炉の整備を要望していただきました。そういうことも含めながらきつい要望をしておるわけです。

しかし、合併等の周囲の状況を見なければならないことが1つ。また、国では今三位一体改革がされてます。補助金制度から交付金制度に変わろうとしておると。こういう中で、県としてもこの計画に基づいてどのような形で進めるかということが今頭痛い状態なんだということも言っております。そしたらやめるのかというようなきつい質問もしたわけでございますけれども、いや、そうじゃないと。あくまでもやはり見直しも含めながら考えていかなければならない大きなこの計画であるということが言われておりますので、そういうことを含めながら、2市4町を含め、また見直しのエリアも含めて早くその処置を講じてほしいということで要望をしておるわけでございます。

したがって私は、平成20年が目標年度でございますけれども、実施年度は25年ということをお願いしておりますけれども、そこまでを出来るだけ斑鳩町としては県に責めまして、また詰めまして、この広域間の計画を実施していただくようにこれからも努力してまいりたいと、このように思っています。

先ほど、堯川議員がおっしゃいましたように、電話で対応しているということは、係の方からそう言ったわけでございますけれども、そうじゃなしに、私も、また中井部長も、また総務部長も一緒になって廃棄物対策課の方をお願いしているということは事実でございますから、そういうことでご理解願いたいと、このように思います。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、最後に助役さんの方から決意を述べていただきましたので、これはもう本当に、町、理事者だけじゃなしに、やっぱり2市4町合わせて私はお互いに努力をしていき、また県へも要望をしていかななくてはならない問題だと思いますので、今後とも最大の努力、また議会の方でも、出来ることがありましたら、議長を通じ

てひとつお願いをしていただきまして、一体となって私はこの実現に向かったの努力を重ねていただくよう強く要望しておきます。

それでは、次に移ります。

2番目の三位一体の改革と斑鳩町の取り組みについてでございますけれども、今日朝からの9番、浦野議員と重複する点もあると思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入歳出両面で地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを、地方が自らの責任で自主的、効率的に選択出来る幅を拡大すると共に、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ると、こう政府は申しておられるわけなんですけれども、この問題につきましては、地方6団体、各長、各議長のこの6団体が合意されております。その合意内容について、町としてどのように把握しておられるのか。先ほど申し上げました件と含めて町長はどのように受けとめておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今日の午前中の質問者もおっしゃいますように、答弁をいたしたわけですが、この関係等については、8月の19日に地方6団体と政府の関係が、一応税源移譲の関係、あるいはまた国庫の関係の補助金、当初は義務教育費を9,000億のやつを8,500億に減らす、あるいはまた500億については、流域下水道幹線の関係等についてカットするとか、そういう色々な問題等で妥協はしたものの、これは国が言うてる話と違うということで、また地方6団体は、11月の17日でございますか、東京で結集をして、全国知事会会長の梶原岐阜県知事から、地方一揆でも起こしてでも頑張らなかつたら、この関係等についてバランスが崩れると、当初の約束どおりにはいかないということから反発が起こってまいりまして、国の方としては、義務教育費については、来年の中教審の関係等について、あるいはそういうことである程度妥協をしながら、一応一定合意に至ったという経過がございます。

この関係については、先だっても出てますように、国民健康保険で6,000億の補助金をカットすると、そのかわり我々としてはそういう税の関係等について、皆さん方からいただく関係等についての関係。我々として一番心配しますのは、やっぱり県がどれだけ町にまたこれをやってくれるのか、そこらの問題等でございますし、今特におつ



しゃっている中では、三位一体の改革等について、やはり税源移譲して、県が税源をもらって、町村に果たしてその還付が出来得るのか出来得ないのか、そこらの問題等も我々としては不安が残るわけでございます。

いずれにいたしましても、来年度は義務教育費等については、2カ年の関係等について、今出てますように、ある程度まとまったと思っておりますけども、いずれにいたしましても今現在この補助金等の関係については、昨年の16年度の関係でも、保育所の児童手当の関係等については、やっぱりかなり、税源移譲をもらったものの、我々としては大分補てんをしなかったらいけないという現状になってますように、見栄えはいいものの、なかなか中身は、我々市町村は非常に苦しんでくるのではないかな、そういうことも考えております。

そういうことについて、地方6団体等がそういう形で結論を得たということでございますので、いずれにいたしましても、平成17年、18年度等については3兆円程度の廃止・縮減等が行われるということを十二分に見守る中で、我々としては国、県の動向を見る中で予算措置をしまいたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） ある一定の答弁をいただいたわけなんですけど、私もこれ国から資料を取り寄せまして、今は町長6,000億とおっしゃいましたけど、この資料では7,000億ということになってます。私は、やはりこれも、自治体も大変でございますけれども、やっぱり議会も合わせて、国、また県の方へ、今町長がおっしゃったような方法で、ぜひとも私は運動を重ねてもらいたい。

国も、先ほど申し上げましたように、このなにではいいことを書いておるわけなんです。義務教育費についても、2年間で8,500億減らす言うてるわけです。先ほど町長がおっしゃいました国民保険税についても、7,000億減らす言うてる。今決まっている2兆4,146億ですか、についても、もうこれは決まったような格好でございます。これから地方の時代で、大変苦しいというんか、これから苦しくなっていくと思うんですよ。小規模事業等についても、廃止するか縮減する等を柱に上げておられるわけなんですから、ぜひとも私は、この際各市町村長、また各議会等も一つになって私は国の制度に対して、ぜひとも働きを強めていっていただきたい。私たちも、自分らの支持している国会議員を通じて、一つでも地方の要望が果たせられるように、微力ではございますけれども、私は陳情をしまいたい、話しかけてまいると、かように思

っております。

地方税の改革についても、ここでは本当にいいことを書いてるわけなんです。国、地方の双方が納得出来る形で歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進めると。確かにいいことは書いていただいておりますねけども、先ほど町長がおっしゃったように、私も県、国が、特に国がどういう態度というんか、案を出してくるんか。聞いてますと、まだこちらへは来てないようでございますんで、これ以上は申し上げませんが、これからまた1町でやっていかななくては、斑鳩町大変でございます。私たちも含めて、やはり斑鳩町の将来のあるべき姿に向かって、お互いに知恵を絞り、そして協力し合うて私はやっていかななくては、これからは財政面を含めまして難しい時代がくるんじゃないかと、かように思います。

当初に申し上げましたように、口は悪いですけども、本当に斑鳩町は各事業について遅れております。これから金が必要なんです。どこかでやはり節約する、また国、県からの補助金をやっぱりふやしてもらおう努力をしなくては、私は到底今の町が計画しているものは出来ないのじゃないかと、かように思いますんで、今後一層の私は県、特に国への働きかけをお互いにやっていけるように、町長のリーダーシップをひとつよろしくお願いを申し上げます。これで2番については終わります。

次に、3番の法隆寺駅周辺の道路計画、河川改修についてでございます。

この問題につきましては、まず何年から三代川改修の工事が進んでおらないのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この三代川改修につきましては、平成6年からこちら工事はとまっております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、部長の方から、平成6年からとまっておると、こういうことでございます。平成6年以後、私を含めまして各委員から、やっぱり心配で、何とかしてほしいという強い要望があります。その都度回答はいただいておりますけれども、回答は、昨日の松田議員の質問のとおりでございます。本当に答弁は的確で私はないと思うんです。やっぱり答弁した以上は、もっとそれに向かって進んでもらわなくてはいかんと思うんです。14年12月の三代川の改修について、時間がなかってあれしたかもわかりませんねんけども、後で私聞きに行きますと、11件の家屋調査が終了して

おると、こういうことなんです。14年から今丸2年たつわけですけれども、家屋調査等をやられたその調査結果については、これから何年たってもそれは生きるもんか。私素人ですんで難しいことはわかりませんが、入札するのに見積もりありますね。見積もりでも、これは何年何月までですよとよくうたってますわね。それ以後については今出した見積もりは無理だと。私、家にしても、たまたま地震等でのあれはありませんけれども、何かの拍子でやっぱり変わってくると思うんです。また、いや、耐えられないので、屋根ふきかえたとか、柱をなおしたとか、改修も私はされると思うんです。これ長い間ほっとくと、今まで調査したこと事態がむだになりますわね。

そういう面で、私は本当に真剣に県また町が考えていただいているのか。なぜこんな長い間、10年間も全然進まないようなことになっておるのか。私いつも、その原因をみんなで検討してくださいと頼んでまんねや。どこにその原因があるのか、まずその原因についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、11件の関係等については、今質問者が14年の12月家屋調査が終了していると。私は15年度の郡山土木協議会の席上でも、土木所長に、とにかく家屋調査等は終わっているんだから、その金額等が出てたら、そしてやっぱり交渉して1件1件でもやっぱり進めていくことが大事じゃないかなということを申し上げておるわけでございまして、とにかく早く一つ一つを処理していくということについて、家屋とやっぱり土地の関係違うところがございまして、やっぱり土地は土地としての交渉もしなければいけませんけれども、家屋はそういう関係等についてそういう補償の金額が出ておるならば、当然早く解決をしていただける方については解決をしていただくことが一番ベターでないかということを申し上げております。それがなかなか進まない。

そしてまた、進まない要因は、やはり今現在、以前ありました阪井パイプまで来た中で、その上流の喜多興産等の関係等についてなかなかはかどらない。先方さんのおっしゃるのは6メートルバックということをおっしゃる。県は4メートルということで話は食い違っているというような話でございまして、出来るだけそういう点についても、やっぱり早くそういう処置をしていって、やっぱり河川改修というのは下流からやっていくことが本意ですから、そういう問題については、一番難しい問題をやっぱり何とかしていかなければ、私はなかなか解決しないんじゃないか。時と場合によっては、安

堵の町長さんにもお願いをして、そういう関係等について、出来るだけどこに問題があるのか、そういうものについて究明をしていくことによって、やはり一日も早く解決していくのではないかな。そういうことにしなかったら、理容室の中辻さんの前の橋の問題等についても、やっぱりあれを取り組むにしても、1～2年は十分かかるということも踏まえた中で、そういう点と並行してやっていくことが大事であろうと。堯川議員がご指摘のように、一番遅れているネックはということは、やっぱりそこに一つの大きな要因があるのではないかなと私は思っておりますけども、この関係については、郡山土木協議会、あるいは私は郡山土木へ赴きますと、必ず所長にこの問題等、あるいは斑鳩が直面しております天理斑鳩の問題、あるいは神南の問題等、あらゆることについて我々としてはご要望申し上げ、出来るだけそういう点については一日も早く解決をしていただくような手順を講じてほしいということで、郡山土木の方も努力はいただいておりますものの、まだ解決に至ってないというのが現状でございます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今現在、この中の移転等ありますね。その進みぐあいについて、わかる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現在の状況でございますが、平成15年度までに家屋調査、全部で13戸が実施されておりました、そのうち1件が買収されております。残り12件のうち、9件につきましてはその調査の結果についても報告をされておるわけですが、残り3件につきましては、12月中もしくは年明けそうそうに、郡山土木の方から調査をされた方々に報告をされるというふうに伺っております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 全体としては、何件その対象区域にあるんですか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 全部で21戸が対象となります。したがって、13件が調査あるいは買収が済んでおりました、残りの8件につきましては、まだ調査等も実施されていない状況でございます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、内容を聞かさせていただきました。前回よりはちょっと進んでいるように思うんですけども、先ほど町長も言っていたとおりですように、

私はぜひとも、この問題については本当に10年間も進んでないんやから、どない言われようが私は言い訳は出来ないと思うんですよ。確かに難しいことは私は前から申し上げてます。よくわかってまんねん。わかった上でお願いしてます。今、県道から突き当たったところから松楽園の前の、あそこらでもし仮に水があふれ出た場合に、町民としてはたまりませんわな。今年からやったというてたまたま大きな被害をこうむったというのと、10年間全然進んでない状況とでは全然違うと思うんですよ。

この問題につきましても、ぜひとも私は、部長にえらい失礼な言葉になるかわかりませんねんけども、県からも来ていただいていますんで、県の事情もよく知っていただいていますんで、難しい問題もあろうかと思えますけれども、ぜひとも私北村部長の力をおかりして、また先ほど町長がおっしゃっていただいたように、いつも運動というんですか、お願いをしておると、こういうことをごさいますんで、こういう問題については、やはり県会議員ももっとこれに力を入れてもらわないかんと思うんですよ。9日の一般質問で上田議員が質問はしていただいています。いただいていますけれども、今先ほど述べてもろうたものを答弁してはるだけで、今後の問題については余り答弁しておられない。補償交渉を早期に終わるように進めてまいりたいという意欲は示しているみたいですけどね、意欲だけでは私はどうもならないと思うんです。やっぱりその線に沿って私は大いに県に働きかけていただきたいと思えますんで、今後ひとつ、難しい問題だと思えますけれども、斑鳩町のやはり一番今までから時間をかけて、パークウェイもありますけれども、やっている問題でございますんで、ぜひ工事が進展するよう努力をしていただくようお願いをいたしまして、この件については終わります。

2点目の法隆寺駅周辺道路計画についてでございます。

このことについては、最後にも申し上げるわけなんですけれども、1987年からずっと斑鳩の顔だ何だと言って、これ一回読んでみてください。これで何ぼかかってます、実施計画から、これ。もう第3次ですがな。第3次の実施計画の中で、13年から17年までは、実施計画まで、こうしてつくっておられる。総合計画、実施計画つくっておられるわけなんです。せめて半分でも出来たらね、皆さんどのぐらい喜びはります。まずこの点について、各課で、ここにうたってある各課でどういう対応を今までしてこられたんか、まず答弁ください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これらにつきましては、毎年そういった斑鳩町総合計画の前

期実施計画につきましては、毎年その進捗管理をしておりますものの、いずれにいたしましても303事業ございまして、その中でやはり100事業につきましては数字的なものも記載させていただいた中で進捗管理をさせていただいておりますけども、議員もおっしゃっておるようなこともありますものの、色々問題も抱えておるものでございまして、それぞれの事情によりまして各担当の方ではそれなりに努力はいたしておりますものの、事実進んでなかなかいかないことも事実でございます。そうした中で、さきの質問におきましても、行政評価システムというようなことの中でこの確立をいたしまして、よりそういったものの評価をすることによりまして進捗管理をすることが、やはり一つ一つの進めることになるかと考えております。私といたしましては、そういったことについて一日も早い確立をいたす中で、総合計画の進捗を進めていくことによりまして住民の信託にこたえていかなきゃならんと。色々な事情がございまして、そういったことによりまして少しでも寄与するだろうと考えておりますので、私といたしましてはその面について最大限の努力をすべきだと考えております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 各課長に私はお聞きしたかったんですけども、時間もありませんので、今総務部長が答えていただいたんで、私は皆さんにお願いしたいのは、やはりこういういいもんが出来ているわけなんです。やっぱりこれにちょっとでも近づけようという努力をしてもらいたいと思う。今、部長はいいことを言うてるけど、すぐ出来る問題もあるわけですが。検討委員会つくる何すると書いてある。それも13年と14年度で調査して15年度にはつくと書いてんねん。それも、私読んで、でけへん問題はそれはもうわかりますが。福祉総合会館なんかでも、それは町長からもこれは皆さん聞いてますんで、これはわかりますけど、ほかもっと小さいことであるわけなんです。私は、今ここにおられる皆さんが、これもう一遍読み直してくださいよ。やれるところはやってくださいよ。交通安全対策についても色々書いてまんがな、ここに。何ぼこんなええもんつくってもろうてもあきまへんわ、これ。やってもらわなあきまへんわ。しかし、矛盾したことを言うようやけども、その中には、私はいつも申し上げてますように、難しい問題ありますというねん。それについては、こうして努力してんねんけどこうやと、それはみんながわかってもらえると思うんですよ。これ一回皆読んでみてください。すぐ出来る問題あります。それさえ出来てませんが。ぜひともこの中身を各課で私は検討してもらいたいと思う。

法隆寺周辺の道路計画でございますけれども、この前期の13年度から17年度の実施計画の中でも、同じことを5回言うてはんねや。そのぐらいやっぱり重要なんです。それに委員会に出してきたんは、曲がったもんを出してくる。18メートル計画道路やと言うておきながら10.5メートルのを出してくる。私はほんまにその真意を問いたいですわ。何が斑鳩町の顔で斑鳩で一番重要なとこや。こう書いてねん。みんな寄らはって、先ほどの部長の話ですと、課長会か部長会で話してはるはずや。初めから色々建設する中で出来ない問題はやむを得ないと私いつも言うてるわけなんです。私、それ以前の問題として、もっと真剣に取り組み、斑鳩町の将来のやっぱり、ここにうとうてますがな、顔やと書いてまんねや。そやから、何ぼええことを書いてもろうてても何にもならんと言いまんねん。やっぱりそれに向かってやってもらわあかんと思う。それはその中で、挫折というんか、変わる場合もありますやんか。どないしても行ったけども無理やった。

今の申し上げた周辺計画についても、平成15年度に計画決定すると。どれにも書いてまんねん、これ。今さら答弁は要りませんので、時間もありませんので置きますけれども、私は皆さんにお願いをしたいのは、ぜひとも私はこれをもう一遍読みなおしてください。一回皆さんで、特に部長にお願いしときますけれども、皆さんで、この面についてはこうやと、一つずつ検討をし直してください。これだけお願いしてこの件については終わります。

ただ、私は委員会でも申し上げてますように、駅舎の分についてはこれは了解してますけれども、道路面については、到底同意出来るあれと違いますんで、話ははっきりこの場でも反対を表明しておきます。

それから、4番目に移ります。

すみません、そこに「覚書」と書いてますねけども、「要望」なんです。要望書という事で出してます。私は覚書、覚書とばかり思ってたんで覚書と書いたんですけれども、要望なので。

三室井堰から下流の改修に伴うて14項目にわたりまして要望をしております。中でも、堤防敷を6メートルにしてもらいたいということも申し上げ、出来たから私ばかりに行ったら6メートルないわけです。出来ないんやったら出来ないで先もって何で言うくれへんねん。仮に私がはかりに行かへんかったらわかりまへんがな、これ。そのことについては、自治会とも話し合いさせてもらって解決しておりますんで、これ以上申し

ません。

ただ、竜田川の塩田橋、両端の交通安全対策について、最近続いて4件事故がありました。このことについて町が把握し、どのような対策を講じていただけるんか。

それと、竜田川と大和川の合流点、ここも安全対策も兼ねて初めに6メートルにするということで、今の竜田川の改修につきましては暫定ということで私は県の方から聞いております。しかし、これから20年や30年であの堤防変えられるものではないと思う。国の方、また県の方もこのぐらい余裕はないと思う。もっとやってもらわないといけないところがたくさんあります。しかし、合流点の道路改修については、これはやはり要望申し上げ、またいい返事をいただいております。特に、今私が申し上げているところは、安堵斑鳩王寺線の16メートルの計画道路の中にあるわけです。ぜひとも私はこの件について履行をしていただきたい。そのことについて町のお考えを聞かせていただきたいと思うんです。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま2点の質問をいただきました。

まず、塩田橋交差点の安全対策についてですが、この交差点では最近交通事故が多く発生している状況については承知しております。現地におきましては、横断歩道の設置及び止まれ、あるいは減速マークの路面表示、カーブミラー、視線誘導標の設置をいたしております。さらに、本年3月には交通事故防止の道路標識、これは「この付近事故多発につき注意」というものでございますが、これを5カ所設置いたしました。

町といたしましては、今後事故の原因について西和警察と究明を行いながら、また事故防止策についても協議を行い、よりよい安全性を高められるよう今後対応を行ってまいりたいと考えております。

そして2点目、竜田川と大和川合流点のところの道路の件でございますが、これは改修当時一部関係者の協力が得られない状況でございまして、県において計画の一部変更も行いながら河川改修区域を確保し事業に着手されております。そして現在の状況に至っておりますということでございます。

また、ご指摘の箇所につきましては、当時県において用地交渉もされておりますが、その後議員からの要望によりまして、県へ実態の説明も行っております。県におきましても調査検討されるようお願いしたところでございまして、現在県においても検討していただいております。



そういうことをございますので、町といたしましても、あの区域につきましては、大和川下流側から通じております現在工事中の道路にも接続しております、交通安全上問題があるということは承知しておりますので、県に対しまして今後も引き続き事業の継続について要望してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、部長の方から答弁いただいたんですけど、1点だけ間違っておりますので、ご訂正お願いしたいんです。その当時、同意が得られなかったというのは、どこで聞いてきてはりまんの。私、そのお家まで行って、全体計画こうなったら協力しますとまで聞いてきてますねん。何ぼでも一緒にそこへ寄せてもらいまっせ。しかし、今の答弁でしたら、それが出来なかったからとおっしゃっているけどね、それが共栄金属さんの方のあれが出来なかったのでもそこへ移転出来なかった、近くへ移転出来なかったから出来なかっただけで、その方は協力的に言っていただいていたわけなんです。そこだけ間違いのないようにしていただきたいと思う。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ちょっと私の答弁に誤りがあったようですが、私が申し上げたのは、一部関係者の協力というふうに言ったわけでございますので、その当事者そのもの、その方を指して言ったものじゃございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 時間がございませんので、まず4番につきましては、今後最大の努力をお願いしたいと思います。特に竜田川の両端なんですけれども、止まれというのが広い道路についてあって、それでちょっと勘違いされる件がありますので、ぜひとも対策をお願いしたいと思います。

5番目の問題でございますけれども、先ほど私が申し上げましたように、各課でこの内容をよく検討していただいて、出来るところはやっぱり率先してやっていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（浅井正八君） 以上で、10番、吉川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明11日、12日は休会、13日は午前9時から建設水道常任委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 2 時 5 7 分 散会)